

なわて障がい福祉計画

—第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画—

令和6(2024)－8(2026)年度

令和6(2024)年3月



もくじ

第1章 計画の改定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と主旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の策定体制	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象	4
第2章 計画の基本的な考え方	6
第1節 計画の基本理念	6
第2節 基本的視点	8
第3節 計画の基本目標	10
第3章 本市の障がいのある人を取り巻く現状	11
第1節 障がいのある人の状況	11
第4章 本計画でめざすこと	19
第1節 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について	19
第2節 障がい福祉サービスの実績と見込み	31
第3節 地域生活支援事業の実績と見込み	58
第5章 本計画の目標達成に向けて取り組む施策	69
第1節 差別の解消及び権利擁護等の推進	69
第2節 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備	74
第3節 いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進）	79
第4節 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進	89
第5節 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	97

第6章 計画の推進にあたって	100
第1節 計画の推進体制	100
第2節 各主体の役割	102
資料	104
1 四條畷市福祉計画検討委員会条例	105
2 四條畷市福祉計画検討委員会規則	107
3 四條畷市福祉計画検討委員会委員名簿	109
4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会要綱及び委員名簿 ...	110
5 計画の策定経過	113
6 計画策定にかかるアンケート調査等の結果	116
7 参考（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法抜粋）	119
8 用語解説	123

◇計画書内の「障がい者」の表記について

本計画書では、「障がい者」は、法律名や制度名等に含まれる場合、もしくは表現上適さない場合を除いて、「障がいのある人」と表記し、「障がい児」を含む言葉として使用しています。

◇用語解説

本計画書の文中の注釈（＊）がある用語は、123ページからの用語解説をご参照ください。

はじめに

本市では、令和2年(2020年)3月に、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とする「第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が必要とする「障がい福祉サービス」と地域における生活を支える「地域生活支援事業」に関する数値目標やサービスの見込み量及びその確保方策に沿って、地域生活支援拠点や相談支体制の充実等に取り組んできました。



この度、計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、「第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画」を策定しました。この計画では、国や府の指針や本市の実情を踏まえて、令和8年度(2026年度)における成果目標並びに障がい(児)福祉サービスの見込み量を定めています。

障がいのある人が住み慣れた地域で自らしく自立した生活を営むことができるよう、各関係機関や団体などとの連携を深め、本計画を着実に推進し、「第3期なわて障がい者プラン」の基本理念である「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前の生活』を実現できる共生社会づくり」に取り組んでまいります。

むすびになりますが、本計画の策定にあたって、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会、四條畷市福祉計画検討委員会においてご審議いただいた委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言、またアンケート調査やグループインタビューにご協力をいただきました。市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも計画の推進にご協力とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年(2024年)3月

四條畷市長 東 修平

第Ⅰ章 計画の改定にあたって

第Ⅰ節 計画の背景と趣旨

国では、障害者基本法第11条第1項の規定にもとづき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定している「障害者基本計画(第4次)」が令和4年度(2022年度)に計画期間が満了することにより、令和5年(2023年)3月に「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。策定にあたり「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正(令和3年公布)、令和4年(2022年)には、障害者権利条約に基づき「障害者の権利に関する委員会」による審査の実施・見解及び勧告等の動向を踏まえ障害者施策委員会にて審議が行われました。

本市では、平成30年(2018年)3月に「第3期なわて障がい者プラン(四條畷市障がい者基本計画)平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度)」を策定し、「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前の生活』を実現できる共生社会づくり」という基本理念のもと、障がい福祉施策を総合的に推進してきました。また、令和3年(2021年)3月に、第6期四條畷市障がい福祉計画及び第2期四條畷市障がい児福祉計画(以下、「第6期計画」)を策定し、サービスの提供体制の整備を進めてきました。

今回、第6期計画の計画期間が満了になることから、この度「なわて障がい福祉計画(令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度))～第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しています。新たな制度や枠組みへの対応はもとより、障がいのある人を取り巻くさまざまな課題に対応し、地域共生社会(*1)の実現を図ることとしています。

また、国や大阪府が定めた基本的な指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保等、それぞれの目標に対する事項、各年度におけるサービス量等を見込み、令和8年度(2026年度)に向け計画目標を明らかにし、必要な訪問系サービスや希望とする日中活動系のサービス等がすべての障がい者に提供されるようサービス量の確保に努めてまいります。本計画を策定し、「第3期なわて障がい者(児)プラン」の理念のもと、5つの施策ごとに障がいのある人に対する施策や事業を計画的に推進していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「第6次四條畷市総合計画」(以下「総合計画」という。)を上位計画とし、「総合計画」の中のまちづくりの基本方向のひとつである「地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり」における「毎日が笑顔あふれるまち」の「施策7 障がい者福祉の推進」を具体化する計画と位置づけます。

また、第3期なわて障がい者（児）プランの理念のもと、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

さらに、「四條畷市健康寿命延伸基本方針」「四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「四條畷市子ども・子育て支援事業計画」「四條畷市地域福祉計画」など関連する保健福祉計画との整合性に留意し策定しています。

【障がい者計画と障がい福祉計画の関係】

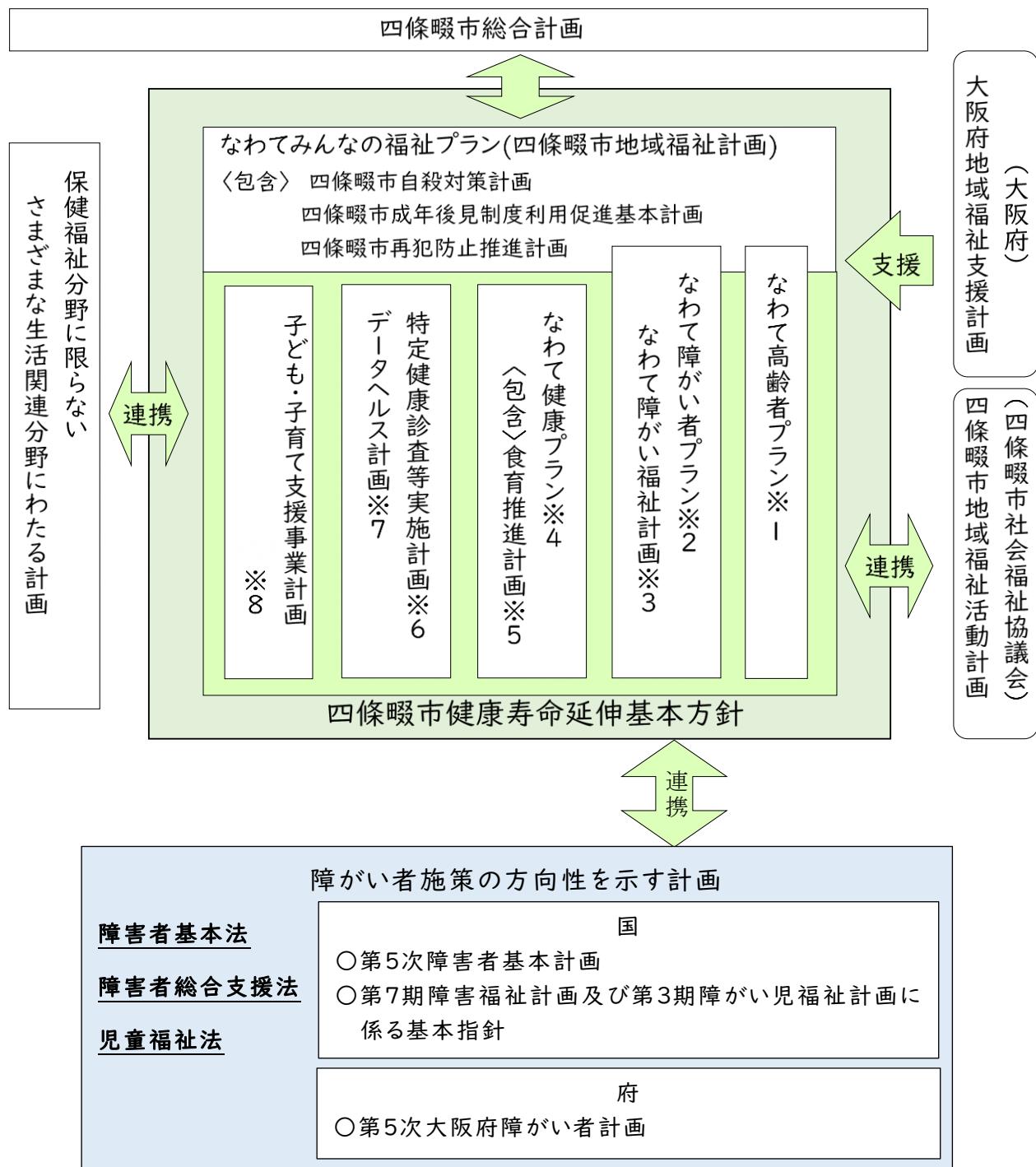
障がい者計画

- ◇ 法的根拠：障害者基本法（第11条第3項）に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な計画
- ◇ 計画の期間：12年
- ◇ 内容：生活支援、保健、医療、教育、文化芸術活動、スポーツ、雇用、就業、経済的自立の支援、生活環境、情報アクセシビリティ(*3)、安全、安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮

障がい福祉計画

- ◇ 法的根拠：障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画（児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を含む）
- ◇ 計画の期間：3年
- ◇ 内容：各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量見込みと確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

【他の計画との関係】



※1 なわて高齢者プラン：

※2 第3期なわて障がい者プラン：

※3 なわて障がい福祉計画：

※4 なわて健康プラン：

※5 食育推進計画：

※6 特定健康診査等実施計画：

※7 データヘルス計画：

※8 子ども・子育て支援事業計画：

四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

四條畷市障がい者基本計画

第7期四條畷市障がい福祉計画及び第3期四條畷市障がい児福祉計画

四條畷市健康増進計画

四條畷市食育推進計画

四條畷市国民健康保険特定健康診査等実施計画

四條畷市国民健康保険保健事業実施計画

第3節 計画の策定体制

本計画は、障がい者アンケート調査結果に基づき、障がいのある人の抱える課題やニーズを把握するとともに、障がい福祉サービス事業所へのアンケート、障がい者団体に対するヒアリング、前計画の施策の進行に関する府内関係課への意見聴取などを踏まえ、計画内容を検討しました。

また、計画策定の中核機関として、障がい者福祉団体、障がい者福祉施設、関係機関、障がいのある人、または支援する人等、幅広い関係者の参画を得て「四條畷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会」を設置し、計画に対する意見等を聴取しながら計画策定を行っています。

第4節 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

図1 計画の期間

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
第3期なわて障がい者プラン											
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画 (本計画)			第8期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画 (本計画)			第4期障がい児福祉計画		

第5節 計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいう。」とされています。また、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は

社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義等を踏まえ、本計画では、身体障がい者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障がい者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「第3期なわて障がい者プラン」（以下「障がい者プラン」という。）では、計画の基本理念として「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前の生活』を実現できる共生社会づくり」を掲げています。

また、障がい者プランでは、計画推進の基本的視点として、「障がいのある人の自己選択・自己決定への支援」のほか、「障がいのある人の社会参加を促進しその人らしい生活を送るための支援」「様々な社会的な障壁の除去の促進」の3つを定め、府内関係各課及び府外関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととしています。

本計画は、障がいのある人が地域において自己選択と自己決定のもとその人らしい社会生活を送るための障がい福祉サービス等の充実の一翼を担い、障がい者プランと整合を図り調和を保ちながら推進する必要があることから、本計画の基本理念は、障がい者プランの理念を踏襲するものとします。サービス基盤整備に取り組む際の基本視点として、以下の国の指針における基本的理念に則ります。

**市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが
「当たり前の生活」を実現できる共生社会づくり**

国における基本的理念

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会(*1)の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組定着

第3期なわて障がい者プラン

【計画の基本理念】

市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが
「当たり前の生活」を実現できる共生社会づくり

施策分野

1. 差別の解消及び権利擁護等の推進
2. 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備
3. いきいきと活躍できる環境づくり
4. 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進
5. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進



推進にあたっての基本的視点

- ◆ 障がいのある人の自己選択・自己決定への支援
- ◆ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ◆ 障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしい生活を送るための支援
- ◆ さまざまな社会的な障壁の除去の促進

第2節 基本的視点

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の尊重及び整合性の確保」、「地域共生社会(*1)の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6つを掲げ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ計画的な推進を図ります。

これらの横断的な視点を踏まえ、本計画の推進にあたっては、次にあげる基本的視点に立って、府内関係各課及び府外関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいきます。

■障がいのある人の自己選択・自己決定への支援

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、障がいのある人自身が自己選択・自己決定を前提に必要なサービスを受けながら安心した生活を送ることができるように、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための方法を選択できる機会の提供の促進などに努める等、地域共生社会(*1)の実現に向けて包括的な支援体制の構築に向け取り組み、その人らしい生活が送ることができるように地域づくりを推進します。

■市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者福祉サービスの充実と地域における格差の解消を図るために、福祉人材の確保・定着、福祉事業所の活性化に地域事業所とともに、課題の整理等を進めます。また、障がい者手帳所持者のみならず、発達障がいや高次機能障がいのある人、難病患者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知し、各専門機関と連携を図りながら、障がい福祉サービスの活用を促進します。

■障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしい生活を送るための支援

障がいのある人、障がいのある子どもも地域の一員として活動するために、障がい特性への配慮をはじめ、ライフステージに応じた切れめのない適切な支援が受けられる体制を充実するとともに、地域のインクルージョン(*2)を推進します。

また、関係機関・団体が重層的に取り組み、暮らしの場、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境整備を図り、障がいのある人の自立生活と積極的な地域社会への参加を促進します。

■さまざまな社会的な障壁の除去の促進

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会参加がしやすくなるとともに障がいの有無にかかわらず、自身の能力を最大限に發揮しながら地域で安心して暮らすことができるよう、障がいの特性に配慮したユニバーサルデザインの考え方を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー(*4)化を推進し、アクセシビリティ(*3)の向上を図ります。

特に障がいを理由とする差別の解消に向け、引き続き障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、“心のバリアフリー(*4)”を推進します。

第3節 計画の基本目標

本市の障がい者プランでは、計画において取り組む施策分野を5つに分け、施策を総合的かつ体系的に推進することで、すべての人々を社会の一員として迎え入れ、ともに生きる共生社会の実現をめざします。

本計画は、障がい者プランの5つの施策分野である「差別の解消及び権利擁護等の推進」、「一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備」、「いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進）」、「生活の質（QOL）を高める生活支援の推進」、「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」で定める諸施策の推進に資するものです。

本計画を推進することにより、障がいのある人が地域において必要な支援やサービスを受けられることで地域生活の向上が図られるとともに、障がいのある人が社会の一員としていきいきと社会で活躍し、障がいの有無に関わらず、ともに生きる共生社会をめざします。

第3章 本市の障がいのある人を取り巻く現状

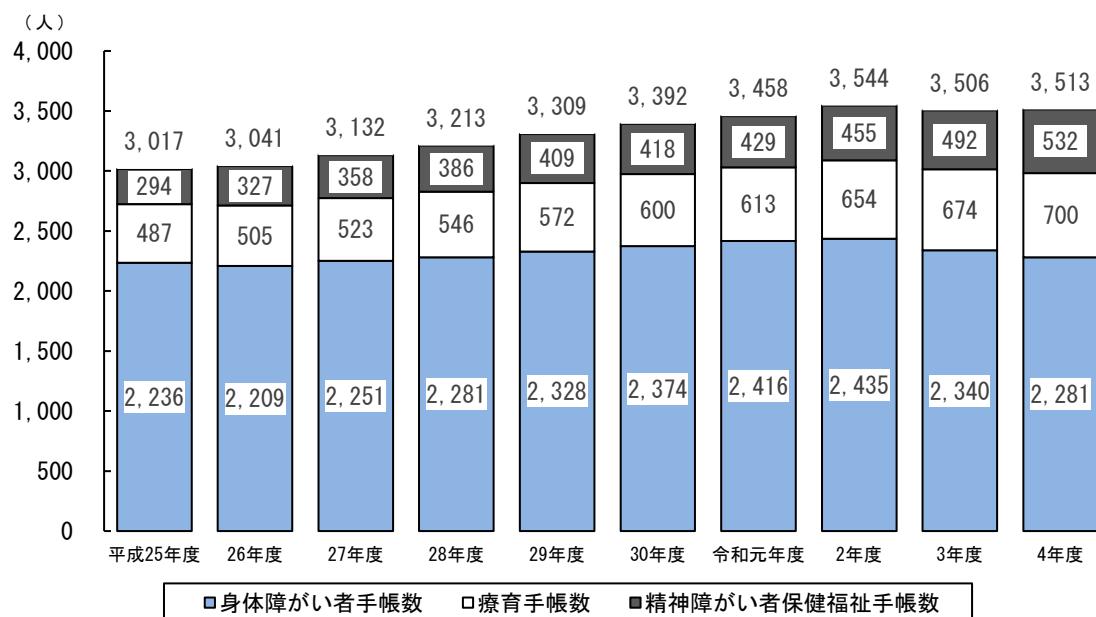
第1節 障がいのある人の状況

I 障がい者手帳所持者の推移

手帳所持者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の総数は、横ばい傾向で、令和4年度には3,513人となっています。

身体障がい者手帳は令和3年度より減少で推移していますが、療育手帳（知的障がい者）及び精神障がい者保健福祉手帳では増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳では平成25年度に比べ令和4年度は1.8倍となっています。各手帳の年齢別所持者の割合をみると、身体障がい者手帳は18歳以上が98.6%、療育手帳は18歳以上が73.3%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が89.0%となっています。

◆ 障がい者手帳所持者の推移



◆障がい者手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	0～17歳	18歳以上	計
身体障がい者手帳数	34 1.4%	2,247 98.6%	2,281 100.0%
療育手帳数	187 26.7%	513 73.3%	700 100.0%
精神障がい者保健福祉手帳数	59 11.0%	473 89.0%	532 100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（令和4年度末現在）

2 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者は、横ばいで推移していますが、17歳以下は令和2年度、18歳以上は令和3年度から微減しています。

障がいの等級別では、1級と4級が多くなっています。1級と2級は合わせると各年度とも4割を占め、重度の障がいのある人の割合が高くなっています。

障がいの種類別では、すべての障がい種別が横ばいで推移しており、肢体不自由が身体障がい者手帳所持者の51.7%を占めています。

障がいの種類の等級別内訳は、内部障がいは1級が最も多く、次いで肢体不自由4級となっています。

◆身体障がい者手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	50 2.1%	42 1.8%	41 1.7%	38 1.6%	35 1.5%	34 1.4%
18歳以上	2,278 97.9%	2,332 98.2%	2,375 98.3%	2,397 98.4%	2,305 98.5%	2,247 98.6%
計	2,328	2,374	2,416	2,435	2,340	2,281

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆身体障がい者手帳所持者の等級別内訳

(人、令和4年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1級	665	678	690	694	653	639	28.0%
2級	351	351	362	373	350	334	14.6%
3級	385	395	392	389	380	369	16.2%
4級	588	597	608	610	601	594	26.4%
5級	179	181	187	191	179	173	7.6%
6級	160	172	177	178	177	172	7.5%
計	2,328	2,374	2,416	2,435	2,340	2,281	100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆年齢別 身体障がい者手帳所持者の障がい種類ごとの内訳

(人、令和4年度の%は手帳所持者数に占める割合)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
視覚障がい	18歳未満	1	1	1	2	2	2	0.09%
	18歳以上	144	148	144	146	133	131	5.74%
聴覚平衡 機能障がい	18歳未満	10	10	10	10	10	8	0.35%
	18歳以上	206	218	206	234	233	232	10.17%
音声言語 そしゃく 機能障がい	18歳未満	2	1	2	1	1	1	0.05%
	18歳以上	35	40	35	37	38	35	1.53%
肢体不自由	18歳未満	26	22	26	21	17	19	0.83%
	18歳以上	1,289	1,284	1,289	1,295	1,234	1,179	51.69%
内部障がい	18歳未満	11	8	11	4	5	4	0.18%
	18歳以上	604	642	604	685	667	670	29.37%
計		2,209	2,328	2,374	2,435	2,340	2,281	100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆身体障がい者手帳所持者の障がい種類ごとの内訳

(人)

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	42	20	5	191	381	639
2級	35	49	3	236	11	334
3級	9	31	16	209	104	369
4級	15	60	12	329	178	594
5級	20	0		153		173
6級	12	80		80		172
計	133	240	36	1,198	674	2,281

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（令和4年度末現在）

3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者（知的障がい者）の年齢構成は、18歳以上が約7割を占めており、増加傾向にあります。

障がいの程度は、A判定（重度）とB2判定（軽度）が約5割であり、特にB2判定（軽度）は平成29年度に比べて令和4年度は1.48倍となっています。

年齢の障がいの程度別内訳は、B2判定で18歳以上の人数が最も多くなっています。

◆療育手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	178 31.1%	175 29.2%	166 27.1%	180 27.5%	180 26.7%	187 26.7%
18歳以上	394 68.9%	425 70.8%	447 72.9%	474 72.5%	494 73.3%	513 73.3%
計	572	600	613	654	674	700

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の障がいの程度別内訳

(人、令和4年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年度	
A 判定（重度）	234	239	238	244	243	247	35.3%
B1 判定 (中度)	119	123	130	129	129	129	18.4%
B2 判定 (軽度)	219	238	245	281	302	324	46.3%
計	572	600	613	654	674	700	100.0 %

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳

(人)

	0～17歳	18歳以上	計
A 判定（重度）	47	200	247
B1 判定 (中度)	22	107	129
B2 判定 (軽度)	118	206	324
計	187	513	700

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（令和4年度末現在）

4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢構成は、18歳以上が8割を超えています。

障がいの程度は、2級と3級が9割を占め、18歳以上の人数が多くなっています。特に3級は、平成29年度に比べて令和4年度は2倍と大きく増加しています。

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	53 12.7%	49 11.4%	49 10.8%	56 11.4%	59 11.1%
18歳以上	365 87.3%	380 88.6%	406 89.2%	436 89.6%	473 88.9%
計	418	429	455	492	532

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度別内訳

(人、令和4年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	
1級	32	27	29	29	27	28	5.3%
2級	253	237	226	233	238	254	47.7%
3級	124	154	174	193	227	250	47.0%
計	409	418	429	455	492	532	100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳

(人)

	0～17歳	18歳以上	計
1級	1	27	28
2級	5	249	254
3級	53	197	250
計	59	473	532

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（令和4年度末現在）

5 障がい福祉サービス支給決定者の状況

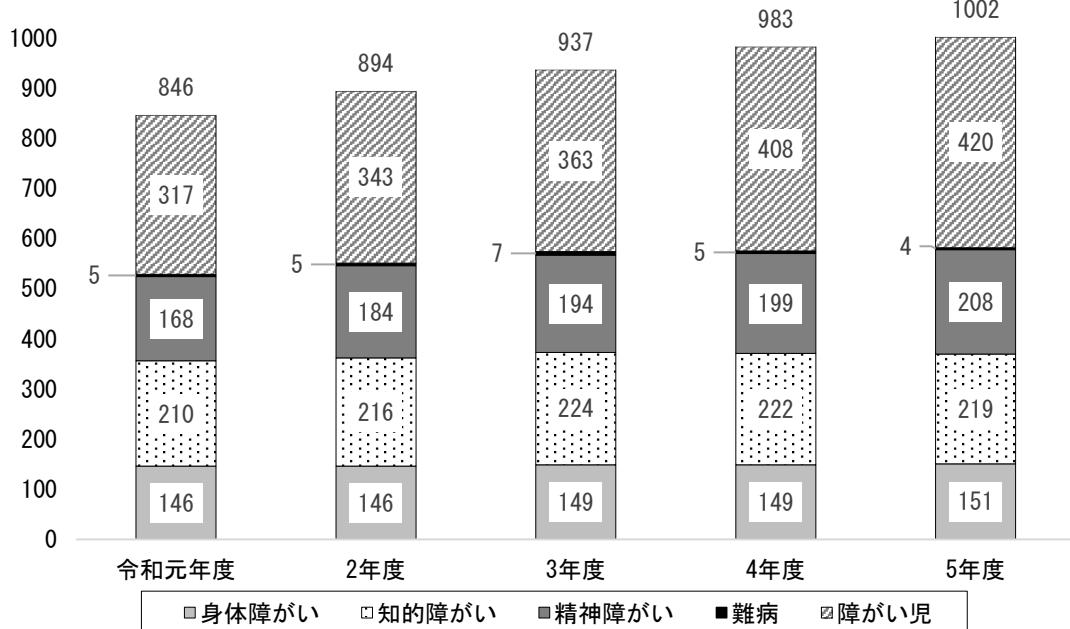
障がい福祉サービス支給決定者の総数は、年々増加傾向にあり、令和5年度では1,002件となっています。特に、障がい児は令和元年度の317件に比べて令和5年度は420件で約1.3倍と大きく増加しています。

障がい福祉サービス支給決定者のサービス種別の内訳では、横ばいで推移しているサービスもありますが、多くが増加傾向です。特に、行動援護や就労系サービス、障がい児通所サービスが大きく増加しており、ニーズが高まっていると考えます。

◆障がい福祉サービス支給決定者数

(人)

1100



※令和元年～令和4年は年度末、令和5年度のみ9月末時点の支給決定数（人）

◆障がい福祉サービス支給決定者のサービス種別の内訳

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	392	386	413	403	406
うち居宅身体介護	127	131	131	136	138
うち居家家事援助	134	125	128	123	123

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
うち通院介助(身体介護伴う)	105	99	114	109	112
うち通院介助(身体介護無し)	26	31	40	35	33
重度訪問介護	6	7	8	8	8
同行援護	27	28	27	30	28
行動援護	3	5	5	13	13
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0
短期入所	155	152	154	144	141
生活介護	192	192	197	191	185
自立訓練(機能訓練)	0	1	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	9	11	11	9	12
自立訓練(宿泊型)	3	6	2	2	1
就労移行支援	21	21	17	13	21
就労継続支援A型	52	60	51	59	62
就労継続支援B型	111	121	137	145	143
就労定着支援	5	9	11	15	14
療養介護	5	4	4	4	4
共同生活援助	65	75	80	88	88
施設入所支援	37	35	34	33	33
自立生活援助	0	1	0	0	1
児童発達支援	93	103	126	134	110
医療型児童発達支援	1	1	0	0	0
放課後等デイサービス	219	235	234	272	303
保育所等訪問支援	38	40	45	44	52
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
児童短期入所	23	17	17	19	24

※令和元年～令和4年は年度末、令和5年度のみ9月末時点の支給決定数（人）

※途中転居、死亡も含む

第4章 本計画でめざすこと

第1節 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について

I 障がい福祉計画の第6期実績と第7期成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

第6期の実績について、施設入所者数は、2名減少を目標としていましたが、令和元年度末では2名増加となっています。施設入所者の減少数や地域生活移行者の実績も目標値に対して、それぞれ達成していません。未達成の要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面会制限等により地域移行の情報等が届けられなかつたことに加え、障がいの重度化や家族の高齢化、地域移行支援の体制が不十分であること等が挙げられます。今後は、安心して地域で生活ができるように、施設入所者のニーズを把握し、グループホームの確保や宿泊体験の利用等、地域移行や地域定着に向けた支援の体制を整える必要があります。

第7期計画では、第6期の実績や地域移行支援の利用実績も踏まえて、次のように見込んでいます。

第6期実績	令和元年度 (2019年度)末 実績	令和4年度 (2022年度)末 実績	令和5年度 (2023年度)末 目標値
施設入所者数	37人(A)	33人	36人
①減少(見込み)数(B) (削減率 B/A)		4人[10.8%]	1人[2.7%]
②地域生活移行(C) (移行率 C/A)		1人[2.7%]	3人[8.1%]
大阪府の目標値			
①施設入所者数の削減：国と同様に、令和元年度(2019年度)末時点から1.6%以上削減			
②施設入所者の地域移行：国と同様に、令和元年度(2019年度)末時点から6%以上移行			

第7期見込み	令和4年度(2022年度) 末時点の実績	令和8年度(2026年度) 末目標値
施設入所者数	33人(A)	32人
①減少(見込み)数(B) (削減率 B/A)	4人(10.8%)	1人(3.0%)
②地域生活移行(C) (移行率 C/A)	1人(2.7%)	2人(6.0%)

大阪府の目標値

- ①施設入所者数の削減：国の基準や府内の実績より、令和 4 年度(2022 年度)末時点から 1.7%以上削減
- ②施設入所者の地域移行：国と同様に、令和 4 年度(2022 年度)末時点から 6%以上移行
※第 6 期計画の未達成部分も加味すること

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数

第6期計画について、国からの報告がなく実績は不明となっています。

第7期計画では、国や大阪府の考え方を踏まえて、見込み量の設定は行っていません。

②精神病床における 1 年以上の長期入院患者数

第6期計画について、令和 4 年の実績は、目標値を下回っています。

第7期計画では、国や大阪府の考え方を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

③精神病床における早期退院率

第6期計画について、国からの報告がなく実績は不明となっています。

第7期計画では、国や大阪府の考え方を踏まえて、見込み量の設定は行っていません。

第 6 期実績	令和元年度 (2019年度)末 実績	令和 4 年度 (2022年度)末 実績	令和 5 年度 (2023年度)末 目標値
①精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	-	-	316 日
②精神病床における 1 年以上の長期入院患者数	73 人	64 人	69 人
③入院後 3 ヶ月時点の退院率	-	-	69%
入院後 6 ヶ月時点の退院率	-	-	86%
入院後 1 年時点の退院率	-	-	92%
大阪府の基本的な考え方			
①精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数： 国と同様に、令和 5 年度(2023 年度)末における生活日数の平均を 316 日以上とする。			
②精神病床における 1 年以上の長期入院患者数： 国の基準に沿って、令和 5 年度(2023 年度)6 月末時点の精神病床における 1 年以上の長期患者数 8,688 人を目標値とする。			
③精神病床における早期退院率： 国と同様に、令和 5 年度(2023 年度)における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 69%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率を 86%以上、入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とする。			

第7期見込み	令和4年度(2022年度)末 時点の実績	令和8年度(2026年度)末 目標値
精神病床における1年以上の 長期入院患者数	64人	55人
大阪府の基本的な考え方		
国の基準に沿って、令和5年度(2023年度)6月末時点の精神病床における1年以上の長期患者数8,193人を目標値とする。		

④保健、医療、福祉関係者による協議の場

第6期の実績について、協議の場の設置は、自立支援協議会等において「なわてこのケア会議」としています。自立支援協議会にて、年に1回報告をし評価を行いました。

第7期計画では、引き続き協議の場を運営し、現状の実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	7回	6回	6回
②協議の場への関係者の参加者数	保健	3人	5人
	医療	9人	3人
	福祉	12人	11人
	介護	0人	0人
	当事者	6人	5人
	家族	0人	0人
	その他	8人	17人
③協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
大阪府の基本的な考え方			
国と同様に、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。 見込み量の単位 ①年間開催回数 ②関係者ごとの年間参加者数 ③年間実施回数			

第7期見込み		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	6回	6回
②協議の場への関係者の参加者数	保健	6人	6人	6人
	医療	6人	6人	6人
	福祉	18人	18人	18人
	介護	0人	0人	0人
	当事者	6人	6人	6人
	家族	0人	0人	0人
	その他	12人	12人	12人
③協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回
大阪府の基本的な考え方				
国と同様に、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。 見込み量の単位 ①年間開催回数 ②関係者ごとの年間参加者数 ③年間実施回数				

(3) 地域生活支援の充実

第6期の実績について、本市では地域生活支援拠点の面的整備として、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保、育成」「地域の体制づくり」を行い、自立支援協議会において、検証及び検討を行いました。

第7期計画では、効果的な支援体制及び緊急時に連絡体制の確保等、さらなる地域生活支援拠点等の充実を図るため、次のように見込みを設定しています。

第6期実績	令和4年度(2022年度) 末時点の実績	令和5年度(2023年度) 末目標値
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備
検証及び検討の年1回以上の実施	実施	実施
大阪府の目標値		
国と同様に、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備し、年に1回以上運用状況を検証及び検討する。		

第7期見込み	令和4年度(2022年度) 末時点の実績	令和8年度(2026年度) 末目標値
①地域生活支援拠点等の整備	整備	整備
②検証及び検討の実施回数	1回	1回
③地域生活支援拠点コーディネーター配置	未配置	配置
④強度行動障がい者の支援整備(課題の整理)	未実施	実施
大阪府の目標値		
①②国と同様に、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備し、年に1回以上運用状況を検証及び検討する。 ③国と同様に、各市町村に、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、その機能強化を図る。 ④国と同様に、令和8年度(2026年度)末までに、各市町村で強度行動障がい者に関する調査を実施する。		

(4) 福祉施設から一般就労移行への移行促進

各成果目標値の実績と見込みは次のとおりとなっています。

①一般就労移行者数

第6期実績については、目標値14人を7人上回る21人(令和4年度末)となっており、目標値を達成しています。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の考え方を踏まえて、次のように一般就労移行者数を見込みます。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合の見込みを、次のように設定しています。

②就労定着支援事業利用者数の増加

第6期実績については、目標値の7割を上回る23割(令和4年度末)となっており、目標値を大幅に達成しています。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の考え方を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

③ 就労定着支援による職場定着率の増加

第6期実績について、市内に就労定着支援事業所がなく、未達成となっています。

未達成の要因は、事業所の確保への働きかけや支援が不十分であったことが考えられます。今後、事業所の必要性の発信や支援を進め、身近な場所で支援を受けられるよう体制づくりが必要です。引き続き、事業所確保に向けて、働きかけや支援を行っていきます。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の考え方を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

④ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額

第6期実績について、工賃額は、12,672円（令和4年度末）で、目標値の9,283円を3,389円上回っていますが、事業所ごとの工賃に差異があり、本市の工賃向上の取組みについての支援が不十分であったことがあげられます。今後、各事業所の連携の強化、共同受注の検討及び障がい者優先調達指針に基づくさらなる取組みなどにより、工賃向上への支援を強化する必要があります。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の考え方を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績	令和元年度 (2019年度)末 時点	令和4年度 (2022年度)末 実績	令和5年度 (2023年度)末 目標値
①一般就労移行者数	10人	21人	14人
就労移行支援事業利用者数	8人	12人	12人
就労継続支援A型事業 利用者数	1人	6人	2人
就労継続支援B型事業 利用者数	0人	3人	0人
②就労定着支援事業利用者数	—	23割	7割
③職場定着率	—	—	7割
④就労継続支援（B型）事業所 における工賃の月額平均額	9,130円	12,672円	9,283円

大阪府の目標値		
①一般就労への移行者数の増加 :		
国と同様に、令和3年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。併せて、令和元年度(2019年度)の実績を就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上とする。		
②就労定着支援事業利用者数の増加 :		
国と同様に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用する。		
③就労定着支援による職場定着率の増加 :		
国と同様に、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。		
④就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額の向上 :		
就労継続支援(B型)事業所が設定した目標工賃を踏まえ、各市町村で設定する。		

第7期見込み	令和3年度(2021年度) 末時点の実績	令和8年度(2026年度) 末目標値
①一般就労移行者数	13人	19人
就労移行支援事業利用者数	9人	12人
就労継続支援A型事業利用者数	3人	4人
就労継続支援B型事業利用者数	0人	2人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—	6割
②就労定着支援事業利用者数	9人	16人
③職場定着率	—	2.5割
④就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額	12,061円	13,306円
大阪府の目標値		
①一般就労への移行者数の増加 :		
国と同様に、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。併せて、令和3年度(2021年度)の実績を就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を6割以上とする。		
②就労定着支援事業利用者数の増加 :		
国と同様に、令和3年度(2021年度)末の就労定着支援事業利用者数の実績の1.41倍以上とする。		
③就労定着支援による職場定着率の増加 :		
国と同様に、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。		
④就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額の向上 :		
就労継続支援(B型)事業所が設定した令和3年度(2021年度)の目標工賃を踏まえ、各市町村で設定する。		

(5) 相談支援体制の充実・機能強化等

基幹相談支援センターは平成 27 年に設置をし、目標を達成しています。本市では、障がい者相談支援事業を基幹相談支援センターも含めた、市内の 4 か所の事業所に委託しており、専門的・総合的な相談支援体制を整備しています。基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実や強化等を図るため、地域の相談事業所を対象とした事例検討会や相談支援専門員のスキルアップのための研修会の実施等を行い、専門的な助言や指導、人材育成、主任相談支援専門員活用の検討を進めています。

第7期計画では、第6期の実績や国、大阪府の考え方方に沿い、次のように見込みを設定しています。

第6期実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①基幹相談支援センター	設置	設置	設置
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	29件	41件	44件
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	48件	50件	48件
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	38回	34回	33回
大阪府の目標値			
国に沿って、全ての市町村ごとに基幹相談支援センターを設置する。 見込み量の単位 ①設置の有無 ②年間指導・助言回数 ③年間支援件数 ④年間実施回数			

第7期見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①基幹相談支援センター	設置	設置	設置
②地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	48件	48件	48件
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	48件	48件	48件
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	33回	33回	33回
⑤個別事例の支援内容の検証	10回	10回	10回
⑥基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	1人	1人	1人
⑦協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数	10回	10回
	参加事業者機関数	11社	11社
⑧協議会の専門部会の設置	設置数	7	7
	実施回数	30回	30回

大阪府の目標値					
国に沿って、全ての市町村ごとに基幹相談支援センターを設置する。					
見込み量の単位	①設置の有無	②年間指導・助言件数	③年間支援件数	④年間実施回数	
⑤年間実施回数	⑥配置数				

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

第6期実績について、本市では大阪府が主催する障がい福祉関係等の研修会に参加しています。また、市内の事業所にも研修案内をするとともに請求結果の共有を行っています。障がい福祉サービスの質の向上を図るため、引き続き、各種研修を活用し、過誤請求等の削減に向けて審査結果の共有を事業所と行っています。

第7期計画では、国や大阪府の考え方へ沿い、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用		6人	4人	5人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12回	12回	12回
大阪府の目標値				
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ・不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。 ・都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業所等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議をする場を設定する。 				
見込み量の単位 ①年間参加人数 ②年間実施回数				

第7期見込み		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用		6人	6人	6人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12回	12回	12回
大阪府の目標値				
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ・不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。 ・都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業所等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議をする場を設定する。 				
見込み量の単位 ①年間参加人数 ②年間実施回数				

2 障がい児福祉計画の第2期実績と第3期成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、地域の中核的な役割を果たす機関とし、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能をふまえ、地域資源の重層的な支援体制が必要と考えます。また、地域の支援体制の整備にあたっては、保健、子育て支援、教育等関係機関と連携し地域の課題や支援の状況等を踏まえながら考えていく必要があります。

第2期実績について、児童発達支援センターの設置は、令和4年度末時点で設置できており、目標を達成しています。保育所等訪問支援について、支援員数は2人、訪問回数は月6回、事業所数は1か所となっています。

未達成の要因は、事業実施しているのが市立児童発達支援センターのみであること、保育所等訪問支援を担う訪問支援員等が他業務も兼務しており、現在の体制では訪問回数の増加が難しいことが挙げられます。

第3期計画では、第2期の実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第2期実績		令和4年度(2022年度) 末実績値	令和5年度(2023年度) 末目標値
児童発達支援センター		1か所	1か所
保育所等訪問支援	支援員数	2人	2人
	訪問回数	5回/月	10回/月
	事業所数	1か所	1か所
大阪府の目標値			
児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。			

第3期見込み		令和4年度(2022年度) 末時点の実績	令和8年度(2026年度) 末目標値
①児童発達支援センター		1か所	1か所
②保育所等訪問支援	支援員数	2人	3人
	訪問回数	5回/月	8回/月
	事業所数	1か所	1か所

大阪府の目標値
①児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
②全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(2) 重症心身障がい児を支援する通所事業所の確保

第2期実績について、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、確保できず未達成となっています。未達成の要因は、重症心身障がい児への理解促進、事業所の確保への働きかけや支援が不十分、事業所の人材確保が難しいことが考えられます。今後も事業所の必要性の発信や支援を進めていくことが必要です。

第3期計画では、第2期の実績を踏まえ、次のように見込みを設定しています。

第2期実績	令和4年度(2022年度)末 実績値	令和5年度(2023年度) 末目標値
児童発達支援事業所	0か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所
大阪府の目標値		
府が設定する各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、市町村ごとに設定。		

第3期見込み	令和4年度(2022年度) 末時点の実績	令和8年度(2026年度) 末目標値
児童発達支援事業所	0か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所
大阪府の目標値		
府が設定する各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、市町村ごとに設定。		

(3) 医療的ケア児への対応

第2期実績について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場は平成30年度に設置、コーディネーターは令和5年度に1名配置し、目標達成する見込みです。

第3期計画では、次のように見込みを設定しています。

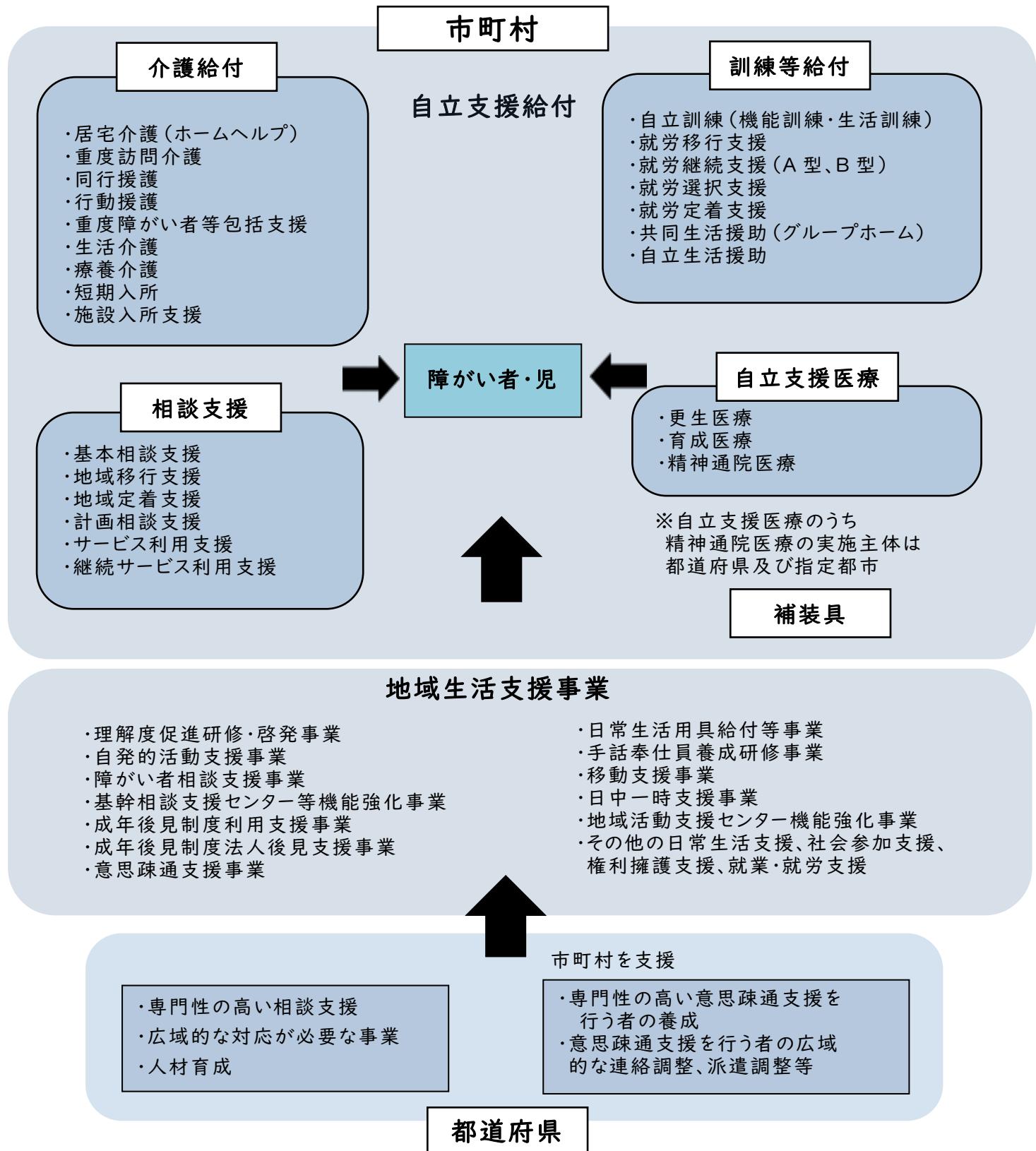
第2期実績	令和4年度(2022年度)末 実績値	令和5年度(2023年度) 末目標値
①保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置	設置
②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0名	1名
大阪府の目標値		
①国の基準に合わせて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。 ②令和5年度(2023年度)末までに、大阪府と市町村がそれぞれ医療、障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。		

第3期見込み	令和4年度(2022年度) 末時点の実績	令和8年度(2026年度) 末目標値
①保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置
②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	福祉関係	未配置
	医療関係	未配置
大阪府の目標値		
①国の基準に合わせて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。 ②令和8年度(2026年度)末までに、大阪府と市町村がそれぞれ医療、障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。		

第2節 障がい福祉サービスの実績と見込み

I 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法は自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



2 障害者総合支援法に定めるサービス(障がい福祉計画)

第6期障がい福祉計画において設定した障がい福祉サービス利用の実績値、第7期障がい福祉計画の見込み値は、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
訪問系サービス	介護給付	①居宅介護 【実施方針】継続 入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
		②重度訪問介護。 【実施方針】継続 重度の肢体不自由、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しく支障があり、常に介護が必要な人に対して、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
		③同行援護 【実施方針】継続 視覚障がいにより、移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
		④行動援護 【実施方針】継続 知的障がい、または精神障がいにより行動が困難で、常に介護の必要な人に対して、外出時の支援や行動の際に生じる危険を回避するための援護などを行います。
		⑤重度障がい者包括支援 【実施方針】継続 常時介護を必要とする人に対して、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

◇【実施方針】の表記について

- ・継続…前計画から継続して行う施策です。
- ・拡充…前計画から内容を拡充して行う施策です。

① 居宅介護

第6期実績について、ほぼ目標値を達成する見込みです。身体障がいのある人と障がいのある子どもの利用実績は少なく、ニーズが少なかったことや障がいのある子ども

は親等が支援している状況がうかがえます。

第7期計画では、居宅介護のサービス支給決定数もほぼ増減がないため、過去5年間の実績の平均から、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	67	41	61.1%	67	47	70.1%	67	46	68.6%
	時間数	2,077	1,579	76.0%	2,077	1,794	86.4%	2,077	1,779	85.7%
知的障がいのある人	人数	35	34	97.1%	35	36	102.9%	35	40	114.3%
	時間数	630	763	121.1%	630	694	110.2%	630	823	130.6%
精神障がいのある人	人数	65	63	96.9%	65	22	33.8%	65	72	110.7%
	時間数	845	1,063	125.8%	845	1,178	139.4%	845	1,154	136.5%
障がいのある子ども	人数	6	3	50.0%	6	3	50.0%	6	3	50.0%
	時間数	102	60	58.8%	102	46	45.0%	102	47	46.1%
計	人数	173	141	81.5%	173	108	62.4%	173	161	93.1%
	時間数	3,654	3,465	94.8%	3,654	3,712	101.6%	3,654	3,803	104.1%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	50			50			50		
	時間数	1,827			1,827			1,827		
知的障がいのある人	人数	39			39			39		
	時間数	773			773			773		
精神障がいのある人	人数	71			71			71		
	時間数	1,112			1,112			1,112		
障がいのある子ども	人数	5			5			5		
	時間数	55			55			55		
計	人数	165			165			165		
	時間数	3,767			3,767			3,767		

※人数：月平均利用者数【人/月】、時間数：月平均利用時間総数【人時間/月】

② 重度訪問介護

第6期実績について、利用人数は、計画値を上回っています。また、利用時間数については、計画値を大幅に上回る見込みです。

第7期計画では、受け入れができる事業所も少なく、第6期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	6	7	116.7%	6	8	133.3%	6	8	133.3%
	時間数	816	1,921	235.4%	816	2,857	350.1%	816	2,904	355.9%
知的障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	0
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	0
精神障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	0
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	0
計	人数	6	7	116.7%	6	8	133.3%	6	8	133.3%
	時間数	816	1,921	235.4%	816	2,857	350.1%	816	2,904	355.9%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	8			8			8		
	時間数	2,904			2,904			2,904		
知的障がいのある人	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		
精神障がいのある人	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		
計	人数	8			8			8		
	時間数	2,904			2,904			2,904		

※人数：月平均利用者数【人/月】、時間数：月平均利用時間総数【人時間/月】

③ 同行援護

第6期実績は、利用人数・利用時間数ともに、計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	14	15	107.1%	14	19	135.7%	14	17	121.4%
	時間数	252	219	86.9%	252	363	144.0%	252	406	161.1%
障がいのある子ども	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	人数	14	15	107.1%	14	19	135.7%	14	17	121.4%
	時間数	252	219	86.9%	252	363	144.0%	252	406	161.1%

第7期見込み		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
身体障がいのある人	人数		17		17		17
	時間数		487		487		487
障がいのある子ども	人数		0		0		0
	時間数		0		0		0
計	人数		17		17		17
	時間数		487		487		487

※人数：月平均利用者数【人/月】、時間数：月平均利用時間総数【人時間/月】

④ 行動援護

第6期実績について、令和4年度以降、利用人数・利用時間数ともに大幅に上回る見込みです。要因は、市内や近隣市に受け入れ可能な事業所が増加したことがあげられます。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
知的障がいのある人	人数	1	1	100.0%	1	5	500.0%	1	8	800.0%
	時間数	11	9	81.8%	11	146	1327.3%	11	251	207.4%
精神障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	0
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	0
障がいのある子ども	人数	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	時間数	2	0	0.0%	2	59	29.5%	2	2	100.0%
計	人数	2	1	50.0%	2	6	200.0%	2	9	450.0%
	時間数	13	9	69.2%	13	205	1576.9%	13	253	194.6%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
知的障がいのある人	人数		9			10			11	
	時間数		271			291			311	
精神障がいのある人	人数		0			0			0	
	時間数		0			0			0	
障がいのある子ども	人数		1			1			1	
	時間数		5			5			5	
計	人数		10			11			12	
	時間数		276			296			316	

※人数：月平均利用者数【人/月】、時間数：月平均利用時間総数【人時間/月】

⑤ 重度障がい者等包括支援

第6期実績について、この3年間では利用実績はありません。要因は、重度障がい者等包括支援を実施する事業所が少ないことがあげられます。

第7期計画では、第6期実績や事業所がないことを踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障がいのある子ども	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		
知的障がいのある人	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		
精神障がいのある人	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		
障がいのある子ども	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		
計	人数	0			0			0		
	時間数	0			0			0		

※人数：月平均利用者数【人/月】、時間数：月平均利用時間総数【人時間/月】

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
日中活動系サービス	介護給付	①生活介護 【実施方針】継続 常に介護を必要とする人に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動の提供などを行います。
		②療養介護 【実施方針】継続 医療的ケアの必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の援助などを行います。
	訓練等給付	③自立訓練(機能訓練) 【実施方針】継続 自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
		④自立訓練(生活訓練) 【実施方針】継続 自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行います。
		⑤自立訓練(宿泊型) 【実施方針】継続 自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、居住の場を提供し、身体機能や生活機能の維持や向上のため訓練を行います。
		⑥就労移行支援 【実施方針】継続 就労を希望する人に対して、一定期間の支援計画に基づき、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。
		⑦就労継続支援(A型) 【実施方針】継続 一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約を結んで働く場の提供や就労に必要な知識や能力を向上するための訓練を行います。
		⑧就労継続支援(B型) 【実施方針】継続 一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場の提供や就労に必要な知識や能力を向上するための訓練を行います。
		⑨就労選択支援 【実施方針】新規 障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを行い、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
		⑩就労定着支援 【実施方針】継続 障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

① 生活介護

第6期実績について、利用人数・日数ともに、ほぼ計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、過去5年間の実績の平均から、次のように横ばいで設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	63	57	90.4%	63	63	100.0%	63	62	98.4%
	人日数	1,148	1,046	91.1%	1,148	1,159	101.0%	1,148	1,136	99.0%
知的障がいのある人	人数	94	82	87.2%	94	94	100.0%	94	95	101.1%
	人日数	1,728	1,558	90.1%	1,728	1,785	103.3%	1,728	1,850	107.1%
精神障がいのある人	人数	24	20	83.3%	24	20	83.3%	24	19	79.2%
	人日数	312	304	97.4%	312	285	91.3%	312	248	79.5%
計	人数	181	159	87.8%	181	177	97.8%	181	176	97.2%
	人日数	3,188	2,908	91.2%	3,188	3,229	101.3%	3,188	3,234	101.4%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	63			63			63		
	人日数	1,139			1,139			1,139		
知的障がいのある人	人数	92			92			92		
	人日数	1,718			1,718			1,718		
精神障がいのある人	人数	21			21			21		
	人日数	278			278			278		
計	人数	176			176			176		
	人日数	3,135			3,135			3,135		

※人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

② 療養介護

第6期実績について、利用人数は、死亡により計画値を下回る見込みです。

第7期計画では、第6期実績から、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
療養介護	人数	6	4	66.7%	6	4	66.7%	6	4	66.7%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
療養介護	人数	4			4			4		

※人数：月平均利用者数【人/月】

③ 自立訓練（機能訓練）

第6期実績について、身体障がいのある人は目標値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績から次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人日数	9	18	200.0%	9	2	22.2%	9	22	244.4%
知的障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人日数	9	18	200.0%	9	2	22.2%	9	22	244.4%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	1			1			1		
	人日数	20			20			20		
知的障がいのある人	人数	0			0			0		
	人日数	0			0			0		
精神障がいのある人	人数	0			0			0		
	人日数	0			0			0		
計	人数	1			1			1		
	人日数	20			20			20		

※ 人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

④ 自立訓練（生活訓練）

第6期実績について、知的障がいと精神障がいのある人はニーズが少なく、目標値を下回る見込みです。

第7期計画では、精神障がいのある人は、第6期実績から横ばいに設定、知的障がいのある人は、利用人数が増加すると想定し、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障がいのある人	人数	6	5	83.3%	8	6	75.0%	10	7	70.0%
	人日数	78	85	109.0%	104	92	88.5%	130	119	91.5%
精神障がいのある人	人数	6	3	50.0%	8	3	37.5%	10	2	20.0%
	人日数	54	28	51.9%	72	50	69.4%	90	32	35.6%
計	人数	12	8	66.7%	16	9	56.3%	20	9	42.9%
	人日数	132	113	85.6%	176	142	77.8%	220	151	65.9%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	0			0			0		
	人日数	0			0			0		
知的障がいのある人	人数	8			9			10		
	人日数	134			149			164		
精神障がいのある人	人数	4			4			4		
	人日数	44			44			44		
計	人数	12			13			14		
	人日数	178			193			208		

※人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

⑤ 自立訓練(宿泊型)

第6期実績について、利用人数・日数ともに、計画値を下回る見込みです。

要因として、市内に宿泊型自立訓練の事業所が少ない、ニーズが少なく、利用が進まなかったことが挙げられます。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障がいのある人	人数	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	1	33.3%
	人日数	54	94	174.1%	54	62	114.8%	54	26	48.1%
計	人数	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	1	33.3%
	人日数	54	94	174.1%	54	62	114.8%	54	26	48.1%

第7期見込み		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
身体障がい のある人	人数		0		0		0
	人日数		0		0		0
知的障がい のある人	人数		0		0		0
	人日数		0		0		0
精神障がい のある人	人数		2		2		2
	人日数		67		67		67
計	人数		2		2		2
	人日数		67		67		67

※人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

⑥ 就労移行支援

第6期実績について、各年度で利用人数・日数ともに、実績にはらつきがみられます。

要因として、市内に事業所がないことやニーズが少なかったことが挙げられます。

第7期計画では、身体障がいのある人は増加すると想定、その他は第6期に実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい のある人	人数	1	1	100.0%	2	2	100.0%	3	1	33.3%
	人日数	19	18	94.7%	38	24	63.2%	57	17	29.8%
知的障がい のある人	人数	4	2	50.0%	5	5	100.0%	6	4	66.7%
	人日数	68	40	58.8%	85	102	120.0%	102	81	79.4%
精神障がい のある人	人数	14	11	78.6%	15	7	46.7%	16	9	56.2%
	人日数	196	179	91.3%	210	113	53.8%	224	126	56.3%
計	人数	19	14	73.7%	22	14	63.6%	25	14	56.0%
	人日数	283	237	83.7%	333	239	71.8%	383	224	58.5%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がい のある人	人数			2			2			2
	人日数			32			32			32
知的障がい のある人	人数			6			6			6
	人日数			91			91			91
精神障がい のある人	人数			13			13			13
	人日数			175			175			175
計	人数			21			21			21
	人日数			298			298			298

※人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

⑦ 就労継続支援(A型)

第6期実績について、利用人数・日数ともに、ほぼ計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期計画の実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	10	8	80.0%	11	7	63.6%	12	12	100.0%
	人日数	190	154	81.0%	209	132	63.2%	228	164	71.9%
知的障がいのある人	人数	22	13	59.0%	24	11	45.8%	26	16	61.5%
	人日数	418	258	61.7%	456	204	44.7%	494	237	48.0%
精神障がいのある人	人数	17	21	123.5%	18	25	138.9%	19	31	163.1%
	人日数	306	389	127.1%	324	431	133.0%	342	586	171.3%
計	人数	49	42	85.7%	53	43	81.1%	57	57	100.0%
	人日数	914	801	87.6%	989	767	77.6%	1,064	1,049	98.6%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	9			9			9		
	人日数	164			164			164		
知的障がいのある人	人数	16			16			16		
	人日数	279			279			279		
精神障がいのある人	人数	24			24			24		
	人日数	406			406			406		
計	人数	49			49			49		
	人日数	849			849			849		

※ 人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

⑧ 就労継続支援(B型)

第6期実績について、利用人数・日数ともに、計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、国や大阪府の成果目標に沿って、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	10	13	130.0%	11	14	127.3%	12	12	100.0%
	人日数	160	221	138.1%	176	245	139.2%	192	214	111.4%
知的障がいのある人	人数	62	60	96.8%	65	64	98.5%	68	63	92.6%
	人日数	1,116	1,062	95.2%	1,170	1,167	99.7%	1,224	1,184	96.7%
精神障がいのある人	人数	38	35	92.1%	41	49	119.5%	44	55	125.0%
	人日数	532	530	99.6%	574	750	130.7%	616	836	135.7%
計	人数	110	108	98.2%	117	127	108.5%	124	130	104.8%
	人日数	1,808	1,813	100.3%	1,920	2,162	112.6%	2,032	2,234	109.9%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	12			12			12		
	人日数	207			207			207		
知的障がいのある人	人数	62			62			62		
	人日数	1,098			1,098			1,098		
精神障がいのある人	人数	60			65			71		
	人日数	906			976			1,060		
計	人数	134			139			145		
	人日数	2,211			2,281			2,365		

※人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

⑨ 就労選択支援

第7期計画において新たに新設されるサービスです。令和7年10月に開始予定で、サービス提供事業所の動向が不透明ですが、就労に向けた選択への支援ニーズが一定数あると想定して、次のように見込みを設定しています。

第7期見込み		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
身体障がいのある人	人数	-	1	1
知的障がいのある人	人数	-	2	2
精神障がいのある人	人数	-	2	2
計	人数	-	5	5

※人数：月平均利用者数【人/月】

⑩ 就労定着支援

第6期実績について、利用人数・日数ともに、ほぼ計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、国や大阪府の成果目標に沿って、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
知的障がいのある人	人数	3	3	100.0%	4	3	75.0%	5	4	80.0%
精神障がいのある人	人数	5	6	120.0%	6	6	100.0%	7	7	100.0%
計	人数	9	9	100.0%	11	10	90.9%	13	12	92.3%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	1			1			1		
知的障がいのある人	人数	4			5			6		
精神障がいのある人	人数	7			8			9		
計	人数	12			14			16		

※人数：月平均利用者数【人/月】

(3) 短期入所サービス

■短期入所サービスの内容

サービス名			サービス内容
短期入所サービス	介護給付	①短期入所 【実施方針】継続	自宅で障がいのある人の介護を行っている人が病気になった場合などに、介護を受けている障がいのある人本人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

① 短期入所

第6期実績について、各年度で利用人数・日数ともにばらつきがありますが、令和5年度では概ね計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績や短期入所サービスの支給決定率も横ばいであることから、次のように見込みを設定し、障がいのある人の受け入れ体制を整備します。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	18	14	77.8%	18	17	94.4%	18	19	105.6%
	人日数	126	98	77.8%	126	146	115.9%	126	155	123.0%
知的障がいのある人	人数	41	25	61.0%	41	27	65.9%	41	33	80.5%
	人日数	205	155	75.6%	205	159	77.6%	205	186	90.7%
精神障がいのある人	人数	4	2	50.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%
	人日数	32	18	56.3%	32	22	68.8%	32	30	93.8%
障がいのある子ども	人数	7	4	57.1%	7	4	57.1%	7	5	71.4%
	人日数	21	18	85.7%	21	18	85.7%	21	29	138.1%
計	人数	70	45	64.3%	70	51	72.9%	70	60	85.7%
	人日数	384	289	75.3%	384	345	89.8%	384	400	104.2%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	18			18			18		
	人日数	130			130			130		
知的障がいのある人	人数	34			34			34		
	人日数	175			175			175		
精神障がいのある人	人数	4			4			4		
	人日数	25			25			25		
障がいのある子ども	人数	7			7			7		
	人日数	22			22			22		
計	人数	63			63			63		
	人日数	352			352			352		

※人数：月平均利用者数【人/月】、人日数：月平均利用日数（泊数）総数【人日/月】

(4) 居住系サービス

■居住系サービス

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	①施設入所支援 【実施方針】継続 介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用してい る人に対して、居住の場を提供するとともに、夜 間における日常生活上の支援を行います。
	訓練等給付	②共同生活援助 (グループホーム) 【実施方針】継続 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日 常生活上の援助を行います。

		③自立生活援助 【実施方針】継続	障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、適時のタイミングで適切な支援を行うことにより障がいのある人の地域生活を支援します。
--	--	---------------------	---

① 施設入所支援

第6期実績について、合計では計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の成果目標に沿って、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	15	13	86.7%	15	12	80.0%	15	12	80.0%
知的障がいのある人	人数	18	18	100.0%	18	19	105.6%	17	18	105.9%
精神障がいのある人	人数	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
計	人数	35	32	91.4%	35	32	91.4%	34	31	91.2%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	12			12			12		
知的障がいのある人	人数	18			18			17		
精神障がいのある人	人数	1			1			1		
計	人数	31			31			30		

※人数：月平均利用者数【人/月】

② 共同生活援助（グループホーム）

第6期実績について、ほぼ計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績や親亡き後の生活の場としてニーズも高まっていることから、過去5年間の実績の伸び率の平均から、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	11	12	109.0%	12	15	125.0%	13	15	115.4%
知的障がいのある人	人数	41	36	87.8%	46	45	97.8%	52	48	92.3%
精神障がいのある人	人数	20	20	100.0%	23	22	95.7%	26	25	92.3%
計	人数	72	68	94.4%	81	82	101.2%	91	88	96.7%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	16			17			18		
知的障がいのある人	人数	51			55			59		
精神障がいのある人	人数	27			29			31		
計	人数	94			101			108		

※人数：月平均利用者数【人/月】

③ 自立生活援助

第6期実績について、令和3年度と令和5年度に1人ずつ実績があり、計画値を上回っています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障がいのある人	人数	0	0	-	0	0	-	0	1	100.0%
精神障がいのある人	人数	0	1	100.0%	0	0	-	0	0	-
計	人数	0	1	100.0%	0	0	-	0	1	100.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	0			0			0		
知的障がいのある人	人数	1			1			1		
精神障がいのある人	人数	1			1			1		
計	人数	2			2			2		

※人数：月平均利用者数【人/月】

(5) 相談支援

■相談支援の種類の内容

サービス名		サービス内容	
相談支援	計画相談支援給付	①計画相談支援 【実施方針】継続	障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がいのある人の状況を勘案し、サービスなど利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。
	地域相談支援給付	②地域移行支援 【実施方針】継続	入所施設や精神科病院を退所または退院し、地域での生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
		③地域定着支援 【実施方針】継続	居宅において単身または同居家族の支援が受けられない人、入所施設や精神科病院からの退所または退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人などに対し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの支援を行ないます。

① 計画相談支援

第6期実績について、利用人数はほぼ横ばいで計画値を下回る見込みです。要因として、事業所数が減少したことが挙げられます。

第7期計画では、第6期実績やニーズが高まっていることを踏まえて、過去5年間の実績の伸び率の平均から、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	28	23	82.1%	35	25	71.4%	45	21	44.4%
知的障がいのある人	人数	38	37	97.4%	42	43	102.4%	46	42	91.3%
精神障がいのある人	人数	25	31	124.0%	32	34	106.3%	39	34	87.2%
計	人数	91	91	100.0%	109	102	93.6%	130	96	73.8%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	22			23			25		
知的障がいのある人	人数	45			49			53		
精神障がいのある人	人数	37			40			43		
計	人数	104			112			121		

※人数：月平均利用者数【人/月】

② 地域移行支援

第6期実績について、各年度、知的障がいと精神障がいのある人で利用を見込んでいましたが、実績がなく未達成の見込みです。要因は、入所者の高齢化や地域移行に対する家族の理解が得られにくいくことなどがあげられます。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の基本的な考え方方に沿って、次のように見込みを設定し、サービスの提供体制を整備します。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
知的障がいのある人	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
精神障がいのある人	人数	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
計	人数	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	0			0			1		
知的障がいのある人	人数	0			0			1		
精神障がいのある人	人数	0			0			1		
計	人数	0			0			3		

※人数：月平均利用者数【人/月】

③ 地域定着支援

第6期実績について、各年度、知的障がいと精神障がいのある人で利用を見込んでいましたが、利用が進んでいません。要因として、地域定着支援を行う一般相談支援事業所が、特定相談支援事業所も兼ねており、地域定着支援を行う余裕がない状況や、地域移行支援につながる人が少ないことがあげられます。

第7期計画では、第6期実績、国や大阪府の基本的な考え方方に沿って、次のように見込みを設定し、サービスの提供体制を整備します。

第 6 期実績		令和 3 年度(2021 年度)			令和 4 年度(2022 年度)			令和 5 年度(2023 年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
知的障がいのある人	人数	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
精神障がいのある人	人数	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
計	人数	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%
第 7 期見込み		令和 6 年度(2024 年度)			令和 7 年度(2025 年度)			令和 8 年度(2026 年度)		
身体障がいのある人	人数	0			1			1		
知的障がいのある人	人数	0			1			1		
精神障がいのある人	人数	0			1			1		
計	人数	0			3			3		

※人数：月平均利用者数【人/月】

3 児童福祉法に定めるサービス(障がい児福祉計画)

■障がい児支援サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
障がい児支援サービス	通所支援	①児童発達支援 【実施方針】継続 心身の発達において特別な配慮が必要と思われる就学前児童に対して、個別または集団による療育・訓練を行うことで社会への適応を促します。
		②放課後等デイサービス 【実施方針】継続 小学生以上18歳未満の就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、必要な支援を行うことで、本人の生活能力の向上や社会との交流、自立を促します。
		③保育所等訪問支援 【実施方針】継続 障がい児が集団生活に適応することが出来るよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
	訪問系	④居宅訪問型児童発達支援 【実施方針】継続 通所支援を受けるための外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	入所系	福祉型障がい児入所支援 【実施方針】継続 保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。
		医療型障がい児入所支援 【実施方針】継続 保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
	相談支援	⑤障がい児相談支援 【実施方針】継続 障がい児の心身又は家族の状況に応じて、継続的かつ計画的な支援を行うため、アセスメントを実施し、総合的な障がい児支援利用計画等の作成、サービス担当者会議の開催、計画の実施状況や障がい児の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、モニタリングを行います。

(1) 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

第2期実績について、利用人数・日数ともに、計画値を達成する見込みで、ニーズが高まっています。

第3期計画では、第2期実績や児童発達支援の支給決定数の伸び率を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がいのある子ども	人数	63	78	123.8%	73	92	126.0%	83	81	97.6%
	人日数	504	705	139.9%	584	797	136.5%	664	809	121.8%
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
障がいのある子ども	人数	86			91			96		
	人日数	854			899			944		

※人数：月平均利用児童数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

② 放課後等デイサービス

第2期実績について、利用人数・日数はほぼ計画値を達成する見込みです。1人あたりの利用日数が増加傾向であることがうかがえます。

第3期計画では、第2期実績や放課後等デイサービスの支給決定数の伸び率を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がいのある子ども	人数	230	179	77.8%	260	221	85.0%	290	252	86.9%
	人日数	1,840	1,894	102.9%	2,080	2,626	126.3%	2,320	3,417	147.3%
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
障がいのある子ども	人数	264			277			290		
	人日数	3,547			3,677			3,807		

※人数：月平均利用児童数【人/月】、人日数：月平均利用日数総数【人日/月】

③ 保育所等訪問支援

第2期実績について、利用人数・日数は下記のとおりになっています。事業実施をしているのが市立児童発達支援センターのみであることと、現状の体制では対応できる人数に限りがあることが課題となっています。

第3期計画では、第2期実績やニーズが高いことも踏まえて、次のように見込みを設

定しています。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がいのある子ども	人数	8	5	62.5%	9	8	88.9%	10	8	80.0%
	回数	8	5	62.5%	9	5	55.6%	10	5	50.0%
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
障がいのある子ども	人数	9			10			11		
	回数	6			7			8		

※人数：月平均利用児童数【人/月】、回数：月平均訪問回数【回/月】

④ 居宅訪問型児童発達支援

第2期実績について、利用はない見込みです。要因として、利用ニーズが少ないことが考えられます。

第3期計画では、第2期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がいのある子ども	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	回数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
障がいのある子ども	人数	0			0			0		
	回数	0			0			0		

※人数：月平均利用児童数【人/月】、回数：月平均訪問回数【回/月】

⑤ 障がい児相談支援

第2期実績について、計画値を達成する見込みです。

第3期計画では、第2期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がいのある子ども	人数	25	23	92.0%	30	30	100.0%	37	34	91.9%
	回数	38			43			49		
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
障がいのある子ども	人数	38			43			49		

※人数：月平均利用者数【人/月】

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第2期実績について、令和5年度は、コーディネーター養成研修に3名受講予定としています。

第3期計画では、国や大阪府の基本的な考え方、第2期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
コーディネーター	人数	1	0	-	1	0	-	1	1	100.0%
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
コーディネーター	人数 (福祉関係)	1			2			2		
	人数 (医療関係)	1			1			2		

※人数：配置人数見込者数【人分】

(2) 地域生活支援事業（障がい児福祉計画）

① 発達障がい児等に対する支援

発達障がい児やその家族等に対する支援プログラムとして、ペアレントトレーニング(*5)を年1コース(6回1コース)市立児童発達支援センターへ通所の保護者に向けて開催しています。

第2期計画では、発達障がい児等に対する支援のため、国や大阪府の考え方、過去の実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。第3期計画では、本市の実情に応じて、ペアレントメンターの数やピアサポートの活動への参加人数を見込みます。

第2期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
受講者数	人数	5	3	60.0%	5	5	100.0%	6	4	66.7%
第3期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
受講者数	人数	30			36			42		
年実施者数	人数	5			6			7		

人数：年間受講者数【人/年】、年実施者数【人/年】

(3) 子ども・子育て支援事業計画における障がいのある子どもに対する施策

障がい児福祉計画の作成に係る基本的事項では、幼稚園・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がいのある子どもの利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。本市では令和2年(2020年)3月に策定した「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容」で設定した数値との整合を図りながら進めています。

■ 子ども・子育て支援等の提供見込み量

			令和6年度 (2024年度)
教育・保育事業	1号(*6)	提供量	732人
	2号	提供量	690人
	3号	提供量	494人
時間外保育事業		提供量	1,194人
一時預かり事業(幼稚園等)		提供量	173,520人日
一時預かり事業(保育所等)		提供量	14,400人日
地域子育て支援拠点事業		提供量	1,800人回
放課後児童健全育成事業		提供量	600人
乳児家庭全戸訪問事業		提供量	359人
養育支援訪問事業		提供量	14件
子ども・子育て等の支援等の利用ニーズ		障がいのある子ども	85人

※年度末時点

また、障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援を行えるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により総合的な取組みを引き続き推進します。

事業名		令和5年度の現状および今後の取組	令和6年 (2024年) 目標
つ 地 域 整 備 で と も に 育	障がい児保育	公立・民間すべての認定こども園、保育所等において障がい児保育を実施する。	継続
	地域で支え合う関係づくり	社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク事業やなわてファミリー・サポート・センター事業を通じて援助活動を実施する。	継続
	みんなきてや学級	障がいがある人への識字学級（社会的経験、教育を取り戻す）を実施する。	継続
応 子 育 力 の 強 化 の 支 援 の 総 合 的 な 対	子育て関係機関連絡会の開催	子育て機関が連携を深め、より良い支援を提供できるよう、子育て関係機関連絡会の開催及び研修会を実施する。	継続
	要経過観察児に対する対応力の強化	1歳6か月児健診や3歳6か月児健診後のフォローを実施する。	継続
	家庭児童相談機能の充実	相談機能の充実を図る。	継続
	障がい児ケアシステムの整備	障がい者自立支援協議会や子育て関係機関連絡会にて、課題の抽出と解決への検討を実施するとともに、ネットワークの構築を行う。	継続
実 地 シ 域 ヨ リ ン リ 体 ハ リ テ リ 充 テ	地域リハビリテーション体制の充実	障がい児一人ひとりが年齢、成長・発達に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら生活できるように、日常生活・社会生活を視野に入れたリハビリテーションを推進する。 言語聴覚士による個別相談を実施する。	継続
障 が い 児 施 策 の 充 実	情報提供・啓発の強化	必要なサービスが受けられるよう、また、相談場所がわかるように、ホームページ等で情報提供を行うとともに、障がい児への理解を深めるための研修・啓発を実施する。	継続
	相談支援の充実	心身の発達において配慮が必要と思われる18歳未満の児童および保護者を対象に、児童の成長に関する相談を通じ、適切な対応や必要な支援につなげることで、不安の解消を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促す。	継続
	障がい児支援利用計画の作成	障がい児の心身または家族の状況に応じて、継続的かつ計画的な支援を行うため、アセスメントを実施し、総合的な障がい児支援利用計画等の作成、サービス担当者会議の開催、計画の実施状況や障がい児の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、モニタリングを行う。	継続
	児童発達支援センターの機能の強化	地域の障がい児やその家族への相談や関係機関の連携など障がい児支援の中核的な機能を担う児童発達支援センターの機能の強化を図るために、国の地域障がい児支援体制強化事業を活用した事業の検討などを行う。 重症心身障がい児等にも対応する児童発達支援の実施、保育所等訪問支援の充実等に努める。	継続
	児童発達支援事業	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる就学前児童に対して、個別または集団による療育・訓練を行うことで社会への適応を促す。また、居宅訪問型児童発達支援が提供できるよう努める。	継続

事業名	令和5年度の現状および今後の取組	令和6年 (2024年) 目標	
障がい児施策の充実	放課後等デイサービス	小学生以上 18 歳未満の通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、必要な支援を行うことで、本人の生活能力の向上や社会との交流、自立を促す。 重症心身障がい児にも対応する放課後等デイサービスの確保に努める。	継続
	保育所等訪問支援事業	小学校までの障がい児が集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。 必要な障がい児が支援を受けることができるよう、実施事業所の確保に努める。	継続
	保護者支援の充実	保護者支援のための研修を開催する。 ペアレントトレーニング(*5)を実施するとともにペアレントメンター養成事業等について検討する。	継続
	日中一時支援事業	日中に見守り等の支援が必要な障がい児に対して日中活動の場を確保・提供することで、障がいのある子どもの家族等の就労支援および介護者に対する一時的な休息を提供する。	継続
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある子どもの外出の支援を行うことにより、自立生活・社会参加を促進する。	継続
	障がい児通学支援事業	一人での通学が困難な障がい児の通学時の安全、就学の確保を図るとともに、保護者の負担を軽減することを趣旨に、保護者がやむをえない理由などにより学校への送迎ができない場合、通学支援ヘルパーを派遣して通学のための支援を行う。 また、ニーズに合った事業が実施できるよう、定期的な検討や見直しを行う。	継続
	障がい児支援事業所連絡会等との連携	事業所の連携を強化し、障がい児支援の質を担保するため、障がい児支援事業所連絡会と連携する。	継続
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実	医療的ケアが必要な児童の支援等について、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場の中で、課題の抽出と解決への検討を実施する。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努める。	継続
保幼こ小中の連携	就学相談	相談窓口を設置し、隨時受付し、個に応じた相談に対応する。就学前施設や児童発達支援センターと連携し情報共有を行い、スムーズな就学相談につなげる。	継続
	巡回相談	リーディングスタッフを中心にして就学前施設を訪れ、早期に支援が開始できるよう情報を共有するなど、支援方法について協議をする。	継続
	個別の教育支援計画(つながりシート、さぼーとシート)	スムーズな引継ぎを行うため、つながりシート、さぼーとシートの活用を促す。	継続

第3節 地域生活支援事業の実績と見込み

第6期障がい福祉計画において設定した地域生活支援事業利用の実績値、第7期障がい福祉計画の見込み値は次のとおりです。

■ 地域生活支援事業の種類と内容

事業名		事業内容
地域生活支援事業 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 【実施方針】継続	広く市民が障がいに関する理解と知識を深め、誰もが互いを尊重しあい、共に助け合い、支えあいながら暮らせるまちづくりをめざして、障がい者理解促進研修・啓発事業を行います。
	②自発的活動支援事業 【実施方針】継続	障がいのある人、その家族、地域住民における自発的な取組を支援します。
	③障がい者相談支援事業 【実施方針】継続	障がいのある人等の福祉に関するさまざまな問題に対して、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、障がいのある人への虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護に関する支援を行います。
	④基幹相談支援センター 【実施方針】継続	地域における中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的な支援体制や専門的な相談支援の実施、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言・人財育成、地域の相談機関との連携強化に向けた取組、地域移行・地域定着促進の取組、権利擁護・虐待の防止を推進します。
	⑤住居入居等支援事業 (居住サポート事業) 【実施方針】継続	賃貸契約による公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等の居住支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

事業名		事業内容
地域生活支援事業	必須事業	⑥成年後見制度利用支援事業の活用 【実施方針】継続 判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度を円滑に利用できるようにするために、必要に応じ市長による審査の申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬の一部を助成します。
		⑦法人後見制度・市民後見支援事業 【実施方針】継続 障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度における後見等の業務を適正に行えることができる法人を確保できる体制整備や市民後見人の養成について検討を進めます。
		⑧手話通訳者・要約筆記者派遣事業 【実施方針】継続 聴覚障がいのある人等が社会生活上、公的機関・医療機関等へ外出が必要なときに、意思疎通の方法として手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
		⑨手話通訳者設置事業 【実施方針】継続 聴覚障がいのある人の支援および派遣等のコーディネートを行うため、障がい福祉課等に手話通訳者を配置します。
		⑩手話奉仕員養成研修事業 【実施方針】継続 手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙や表現技術、聴覚障がいに関する学びます。
		⑪日常生活用具給付等事業 【実施方針】継続 障がいのある人等に対して、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
		⑫移動支援 【実施方針】継続 屋外での移動が困難な障がいのある人や子どもの外出の支援を行うことにより、自立生活・社会参加を促進します。
		⑬地域活動支援センター事業 【実施方針】継続 障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創造的な活動や生産活動、社会との交流促進を図るとともに日常生活等に必要な情報の提供を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。
	任意事業	⑭日中一時支援 【実施方針】継続 日中に見守り等の支援が必要な障がい児に対して日中活動の場を確保・提供することで、障がいのある人や子どもの家族等の就労支援および介護者に対する一時的な休息を提供します。

I 必須事業

(1) 相談支援事業等

① 理解促進研修・啓発事業

本事業はすでに実施済みで、第6期実績は計画値を達成しています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
実施の有無	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
第7期見込み		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
実施の有無		実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

本事業はすでに実施済みで、第6期実績は計画値を達成しています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
実施の有無	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
第7期見込み		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
実施の有無		実施	実施	実施

③ 障がい者相談支援事業

第6期実績について、障がい者相談支援事業、基幹相談支援センターのいずれも計画通りの設置、整備ができています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

す。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい者相談支援事業	か所	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
基幹相談支援センター	設置有無	設置済	設置済	100.0%	設置済	設置済	100.0%	設置済	設置済	100.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
障がい者相談支援事業	か所	4			4			4		
基幹相談支援センター	設置有無	設置			設置			設置		

※か所：実施箇所数【ヶ所】

④ 基幹相談支援センター等機能強化事業

平成28年度に整備し、第6期実績については計画値を達成しています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
実施の有無	計画	実施		実施		実施	
	実績	実施		実施		実施	
第7期見込み		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
実施の有無		実施		実施		実施	

⑤ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

第6期実績について、計画値を達成しています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
実施の有無	計画	実施		実施		実施	
	実績	実施		実施		実施	
第7期見込み		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
実施の有無		実施		実施		実施	

第7期見込み	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
実施の有無	実施	実施	実施

⑥ 成年後見制度利用支援事業

第6期実績について、令和3年度に1人の利用しかなく目標は達成できませんでした。

要因は、当事業の周知不足や対象者が少なかったことが考えられます。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	人数	3	1	33.3%	4	0	0.0%	5	0	0.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
利用者数	人数			1			1			1

※人数：年間利用者数【人/年】

⑦ 成年後見制度法人後見支援事業

第6期実績について、各年度ともに実施の見込みはありません。要因は、法人後見を実施する事業所の確保が困難なことがあげられます。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
実施の有無	計画	検討	検討	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
第7期見込み		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
実施の有無		検討	検討	実施

(2) 意思疎通支援事業等

⑧ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

第6期実績について、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣人数は計画値を

達成する見込みです。また、要約筆記者派遣事業の派遣時間数は計画値を下回る見込みで、要約筆記そのものの周知が不足していると考えられます。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
手話通訳者	件数	150	107	71.3%	150	136	90.7%	150	150	100.0%
	時間数	240	199	82.9%	240	240	100.0%	240	250	104.1%
要約筆記者	件数	4	4	100.0%	4	11	275.0%	4	8	200.0%
	時間数	50	67	134.0%	50	89	178.0%	50	33	66.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
手話通訳者	件数	160			160			160		
	時間数	256			256			256		
要約筆記者	件数	4			4			4		
	時間数	50			50			50		

※件数：年間利用件数【件/年】 時間数【時間/年】

⑨ 手話通訳者設置事業

第6期実績について、通訳者数は令和5年度のみ計画値を下回る見込みです。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
通訳者数	人数	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	3	75.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
通訳者数	人数	4			4			4		

※人数：年間設置者数【人/年】

⑩ 手話奉仕員養成研修事業

第6期について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会場定員の半数での開講としました。実績では、令和3年度と4年度は計画値を達成していますが、令和5年度は計画値の7割程度の達成見込みです。

第7期計画では、第6期のやや減少傾向の実績を踏まえて、次のように状態を回復・維持する見込みを設定しています。

また、令和2年度より隔年開催から毎年開催となった上級手話講習会においては、引き続き養成講習会の修了者を中心に学び直しやステップアップを図ります。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
講習受講者数	人数	15	14	93.3%	15	14	93.3%	15	11	73.3%
講習修了者数	人数	8	10	125.0%	8	9	112.5%	8	6	75.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
講習受講者数	人数	14			15			16		
講習修了者数	人数	8			9			10		

※人数：年間設置者数【人/年】

(3) 日常生活用具給付等事業

⑪-Ⅰ 介護・訓練支援用具(特殊寝台、特殊マット、床ずれ防止用具等)

第6期実績について、各年度によりばらつきがありますが、令和5年度は7割程度の見込みとなっています。

第7期計画では、第6期実績の平均値を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
給付件数	件数	3	13	433.3%	3	3	100.0%	3	2	66.7%

第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)				
給付件数	件数				6				6	6		

※件数：年間給付等件数【件/年】

⑪-2 自立生活支援用具(入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽等)

第6期実績について、令和5年度については計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績の平均値を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
給付件数	件数	6	2	33.3%	6	4	66.7%	6	6	100.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
給付件数	件数			4			4			4

※件数：年間給付等件数【件/年】

⑪-3 在宅療養等支援用具(ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等)

第6期実績について、ほぼ計画値を達成する見込みとなっています。

第7期計画では、第6期実績の平均値を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
給付件数	件数	4	4	100.0%	4	8	200.0%	4	3	75.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
給付件数	件数			4			4			4

※件数：年間給付等件数【件/年】

⑪-4 情報・意思疎通支援用具(点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工咽頭等)

第6期実績について、各年度によりばらつきがあり、令和5年度は3割程度の達成の見込みです。

第7期計画では、第6期実績の平均値を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
給付件数	件数	7	6	85.7%	7	2	28.6%	16	5	31.2%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
給付件数	件数			5			5			5

※件数：年間給付等件数【件/年】

⑪-5 排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつ、収尿器等）

第6期実績について、ほぼ計画値を達成する見込みとなっています。

第7期計画では、第6期実績を踏まえて、次のように見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
給付件数	件数	1,199	1,280	106.8%	1,211	1,279	105.6%	1,223	1,212	99.1%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
給付件数	件数			1,251			1,251			1,251

※件数：年間給付等件数【件/年】

⑪-6 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

第6期実績について、令和4年度の実績はありませんが令和3年度と5年度は計画値を達成する見込みです。

第7期計画では、第6期実績の平均値を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
給付件数	件数	2	2	100.0%	2	0	-	2	2	100.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
給付件数	件数			2			2			2

※件数：年間給付等件数【件/年】

⑫ 移動支援事業

第6期実績について、新型コロナウイルスの影響で外出自粛もあったことから利用実績が少ないですが、令和5年度から徐々に利用が戻ってきています。

第7期計画では、令和元年度までの過去5年分の実績の平均から、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がいのある人	人数	40	34	85.0%	40	30	75.0%	40	26	65.0%
	時間	4,680	2,323	49.6%	4,680	2,843	60.7%	4,680	3,008	62.3%
知的障がいのある人	人数	97	73	75.3%	97	81	83.5%	97	82	84.5%
	時間	15,520	13,817	89.0%	15,520	14,188	91.4%	15,520	13,948	89.9%
精神障がいのある人	人数	19	10	52.6%	19	17	89.5%	19	17	89.5%
	時間	2,166	561	25.9%	2,166	1,864	86.1%	2,166	1,631	75.3%
障がいのある子ども	人数	31	19	61.3%	31	6	19.4%	31	6	19.4%
	時間	3,782	1,703	45.0%	3,782	637	16.8%	3,782	612	16.2%
計	人数	187	136	72.7%	187	134	71.7%	187	131	70.1%
	時間	26,148	18,404	70.4%	26,148	19,532	74.7%	26,148	19,199	73.4%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
身体障がいのある人	人数	33			33			33		
	時間	3,210			3,210			3,210		
知的障がいのある人	人数	83			83			83		
	時間	13,943			13,943			13,943		
精神障がいのある人	人数	17			17			17		
	時間	1,717			1,717			1,717		
障がいのある子ども	人数	8			8			8		
	時間	814			814			814		
計	人数	141			141			141		
	時間	19,684			19,684			19,684		

※人数：年間利用者数【人/年】、時間：年間延べ利用時間数【時間/年】

⑬ 地域活動支援センター 基礎的事業

第6期実績について、令和4年度に1か所設置となり、目標を達成しています。

第7期計画では、第6期実績から、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実利用者数（人分／年）	人数	120	0	0.0%	156	98	62.8%	180	478	265.6%
箇所数	か所	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

第7期見込み		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
実利用者数(人分／年)	人数	480	480	480
箇所数	か所	1	1	1

※人数：年間利用者数【人/年】、か所：実施箇所数【ヶ所】

2 任意事業

(1) ⑭ 日中一時支援

第6期実績について、利用箇所数・利用人数ともにほぼ計画値を達する見込みです。

第7期計画では、過去5年間の実績の平均を踏まえて、次のように横ばいで見込みを設定しています。

第6期実績		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
日中一時支援	か所	13	15	115.4%	13	15	115.4%	13	12	92.3%
	人分	72	70	97.2%	72	67	93.1%	72	54	75.0%
第7期見込み		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)		
日中一時支援	か所	13			13			13		
	人分	60			60			60		

※か所：実施箇所数【ヶ所】、人分：年間利用者数【人/年】

第5章 本計画の目標達成に向けて取り組む施策

第Ⅰ節 差別の解消及び権利擁護等の推進

平成 24 年に「障害者虐待防止法」が施行され、本市では障がい者虐待防止センター設置、24 時間 365 日の通報の受付、障がい者虐待防止ネットワーク会議の設置により、障がい者虐待の早期発見、虐待を受けた障がいのある人や養護者などの支援に取り組んでいます。

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、令和 6 年度には事業所への合理的配慮が義務化されます。市民や事業所などに合理的配慮の事例などを啓発し対応していく必要があります。本市では、障がい者差別解消支援地域協議会の設置、障がい者への理解促進研修会の開催、障がいを理由とする差別の相談等に取り組んでいます。しかしながら、アンケート調査では、約 3 割の障がいのある人が障がいがあることで嫌な思いをしたことがあると回答しているにも関わらず、障がいを理由とする差別に関しては、相談が極めて少ない状況でした。

また、障がいがあることを理由に心身に多大な苦痛を受けたり、障がいへの間違った理解による悲しい事件が起きました。これらの悲しみを二度と起こらないようにするために、アンケート調査の結果をふまえ、引き続き障がい者虐待の通報窓口・障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知、どのようなことが虐待や差別にあたるのか、成年後見制度についてなどの研修会の実施を含め、周知啓発に取り組みます。

また、相談体制の充実を図り、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、地域で見守り支えあえる仕組みづくりを推進します。

■課題

- ① 障がい者の権利擁護の周知・啓発
- ② 障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進
- ③ 計画相談員の不足

■今後の方向性

- ① わかりやすい情報発信による（ホームページ等の掲載）サービスの啓発や関係機関との連携を強化し、権利擁護の周知・啓発に努めアウトリーチ(*7)の取組

み強化を行います。

- ② 障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるように情報の取得利用や意思疎通ができるように努めます。
- ③ 計画相談支援専門員が悩みを抱え孤立しないように、特定相談事業所連絡会を制度や請求等の情報交換の場とし、相談支援専門員が相談しやすい体制づくりに努めるとともに実施事業所の増加や人員の確保への働きかけも行います。

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
障がいのある人に対する差別解消に関する啓発活動	障がいのある人自身が障がいを理由とする差別であることに気付けるよう周知するとともに、地域住民や事業者等に対する啓発活動を行い、差別の解消に努めます。
【第6期 取組み状況】	
・合理的配慮についての研修会開催。 ・四條畷市商工会に周知啓発依頼を行った。	
【実施方針】 継続	
・障がいや障がいのある人への理解促進研修会を実施します。 ・SNS等の活用、市内関係団体と連携して啓発活動に努めます。	

施策(事業)	内 容
障がい者差別に関する相談窓口の周知	障がい福祉課、障がい者相談支援センター、人権・市民相談課等で、障がい者差別に関する相談に対応し、そのことを、市民・事業者等に周知します。
【第6期 取組み状況】	
・障がいを理由とする差別に関する相談窓口、合理的配慮についての啓発チラシを作成し、イベント等で配布して周知啓発を行った。	
【実施方針】 継続	
・SNS等の活用、市内関係団体と連携して相談窓口の周知をしていきます。	

施策(事業)	内 容
障がい者差別解消支援地域協議会の機能強化	障がいを理由とする差別を解消するため、事例を踏まえた取組や必要な情報を共有し、関係機関の連携および協力体制の構築などを進め、障がい者差別解消支援地域協議会の機能強化を図ります。
【第6期 取組み状況】	
・障がい者差別解消支援地域協議会において、庁内から聞きとった事例の共有を図り、相談事案に関する状況確認、今後の対応等の検討を行った。	
【実施方針】 継続	
・障がい者差別解消支援地域協議会で庁内からだけではなく、市内事業所等にも聞き取り、事例の共有を図ります。	

施策(事業)	内 容
障がい者差別解消法関係課会議の設置	障がい者差別解消の関係課会議を設置し、障がい者差別の解消の取組を推進します。
【第6期 取組み状況】	
・障がい者差別解消支援地域協議会において、庁内から聞きとった事例の共有を図り、相談事案に関する状況確認、今後の対応等の検討を行った。	
【実施方針】 継続	
・関係機関と連携し、障がい者差別解消に向け取り組みを推進します。	

施策(事業)	内 容
職員対応要領等の推進	障害者差別解消法に基づき、職員が「不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」等について適切に対応するため、職員対応要領の推進に努めます。
【第6期 取組み状況】	
・「四條畷市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等を推進するため、また職員の理解を深めるために研修を実施した。	
【実施方針】 継続	
・職員研修を実施します。	

施策(事業)	内 容
成年後見制度の周知と利用啓発	判断能力の低下した高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人の権利と財産を守る成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用のための啓発を行います。
【第6期 取組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度啓発研修会を実施し、制度の周知を行った。 ・成年後見制度が必要な人に円滑に利用できるよう、制度の周知や申し立てについて支援を行った。 	
【実施方針】 継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所等に成年後見人制度の研修会を実施します。 	

施策(事業)	内 容
日常生活自立支援事業の促進	判断能力の不十分な高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助など、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。
【第6期 取組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「社協だより」に本事業の内容を掲載し、関係機関、市民への周知啓発を行った。 	
【実施方針】 継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力の不十分な高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、制度の周知を実施します。 	

施策(事業)	内 容
障がい者虐待防止対策の推進	虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法等を周知します。障がいのある人やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、相談支援事業所や障がい者施設等関係機関との協力体制を充実します。また、虐待案件の分析や検証等の実施も検討します。

【第6期 取組み状況】

- ・障がい者虐待防止研修会を開催し、啓発を行った。
- ・障がいのある人を対象とした性の研修を実施した。
- ・事業所向けの虐待研修を実施した。

【実施方針】 拡充

- ・市内事業所等と連携し、相談しやすい体制づくりの検討を行います。

施策(事業)	内 容
障がい者虐待防止センターの設置と周知	<p>障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行います。</p> <p>また、関係機関との連携を強化するとともに、障がい者虐待相談窓口について周知します。</p>
【第6期 取組み状況】	<ul style="list-style-type: none">・障がい者虐待防止センターでの 24 時間 365 日の相談受付、虐待対応の実施、障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催による、関係機関の情報共有と連携強化による虐待の早期発見、早期対応に努めた。
【実施方針】 繼続	<ul style="list-style-type: none">・SNS等も活用して相談窓口の周知をします。・虐待防止ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携、早期発見に努めます。

第2節 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備

障がいの程度や家庭の状況等に関係なく、障がいのある子どもがそれぞれの状況に応じて地域で安心して暮らすことができ、子どもにとってより良いことを社会全体で守っていく環境づくりが必要です。

本市では、すべての子どもが、一人ひとりの一歩の大きさで成長していくように見守っていく施設として、児童発達支援センターが設置されています。地域における中核的な支援施設として、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、心理相談員、言語聴覚士などの専門スタッフによる相談や療育などを行っています。学校教育では、特別な支援を必要とする児童・生徒への介助員の配置、支援教育推進を充実するための教職員への研修など行ってきました。近年では、保育所（園）・幼稚園・小学校などに訪問し、楽しく集団生活を送ることができるよう専門スタッフがアドバイスをおこなう保育所等訪問支援事業のニーズが高まっていますが、本市での保育所等訪問支援事業をおこなっているのは、児童発達支援センターしかありません。また、関係団体ヒアリングでは、生まれ育った四條畷市で住み続けるための障がい児福祉サービス事業所、障がい者福祉サービス事業所等が市内に少ないとの声もありました。

このことを踏まえ、児童発達支援センターが地域の発達相談の入口となり、早期発見・早期支援に努め、発達段階やライフステージに応じた、切れ目のない支援を行うことができるよう、教育・保育・保健・医療の各分野や障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所等と連携し障がい児の地域社会への参加・インクルージョン(*2)を推進する体制づくりに努めてまいります。

■課題

- ① 医療的ケア児支援の体制整備
- ② 児童発達支援センターの機能強化
- ③ 児童の短期入所施設の整備
- ④ 関係機関の連携の強化による継続した支援の実施
- ⑤ 通学支援制度に対応するガイドヘルパーの確保
- ⑥ 放課後等デイサービス事業所の機能強化
- ⑦ 保護者支援の充実
- ⑧ 居宅訪問型児童発達支援の提供

⑨ 地域資源の活用

■今後の方針

- ① 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援の体制整備を行います。
- ② 児童発達支援センターが中核的機能を果たすために、相談支援の充実、保育所等訪問支援の推進、ペアレントトレーニング(*5)等の実施により機能の強化を行います。
- ③ 事業所への働きかけを行います。
- ④ 継続した支援を行うため、つながりシート、サポートシート等を活用し関連機関と連携を強化します。
- ⑤ 通学支援ガイドヘルパー養成研修を実施します。
- ⑥ 児童発達支援センターにおける障がい児通所支援事業所に対し、支援内容等の助言・援助等を行います。
- ⑦ ペアレントトレーニング(*5)の実施。
- ⑧ 居宅訪問型児童発達支援の提供に努めます。
- ⑨ 地域資源の整理、周知を行います。

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
情報提供・啓発の強化	必要なサービスが受けられるよう、また、相談場所がわかるように、ホームページ等で情報提供を行うとともに、障がい児の理解を深めるための研修・啓発を行います。
【第6期 取組み状況】	
<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児に関する支援や理解に関する研修会の開催。・子育て応援ブックやホームページにて事業の案内、事業所の周知を行った。・市民向け、事業所等関係機関向けの啓発研修等を実施した。	
【実施方針】継続	
<ul style="list-style-type: none">・障がい児への理解啓発研修会を実施します。・子育て応援ブック、ホームページ等にて障がい児サービスや相談窓口等の周知をします。	

施策(事業)	内 容
相談支援の充実	心身の発達において配慮が必要と思われる18歳未満の児童および保護者を対象に、児童の成長に関する相談を通じ、適切な対応や必要な支援につなげることで、不安の解消を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促します。
【第6期 取組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターでの保育所等訪問支援事業、障がい児計画相談、巡回相談、就学後の相談等の実施と積極的な活用を促した。 ・小学校への就学を控えた幼児、保護者に対し関係機関と連携し就学相談の周知、学校見学、保護者相談等を行った。 	
【実施方針】 継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等から相談があれば、児童発達支援センターや基幹相談支援センター等も活用し、関係機関と連携を取り必要な支援につなげます。 	

施策(事業)	内 容
リハビリテーションの推進	障がい児一人ひとりが年齢、成長・発達に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら生活できるように、日常生活・社会生活を視野に入れたリハビリテーションを推進します。
【第6期 取組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターでの理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションを実施した。また言語聴覚士による相談・助言の機会を継続して実施した。 ・学校教育課の依頼により小中学校へ月2~3回訪問し、リハビリテーション指導を行った。 	
【実施方針】 継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターにて理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションや必要に応じて小中学校でのリハビリテーションを実施します。 	

施策(事業)	内 容
保護者支援の充実	<p>保護者支援のための研修を開催します。</p> <p>ペアレントトレーニング(*5)を実施するとともにペアレントメンター養成等について検討します。</p>

【第6期 取組み状況】

- ・保護者支援の充実のため、各種相談を実施するとともに、通園児の保護者に対するペアレントトレーニング(*5)の実施、大阪府の制度を活用したペアレント・メンターを講師とした啓発研修、その他市民向け、事業所等関係機関向けの啓発研修等を実施した。

【実施方針】 繼続

- ・ペアレントトレーニング(*5)を実施し、保護者支援を行います。

施策(事業)	内 容
障がい児通学支援事業	<p>一人での通学が困難な障がい児の通学時の安全、就学の確保を図るとともに、保護者の負担を軽減することを趣旨に、保護者がやむをえない理由などにより学校への送迎ができない場合、通学のための支援を行います。</p> <p>また、ニーズに合った事業が実施できるよう、定期的な検討や見直しを行います。</p>

【第6期 取組み状況】

- ・通学支援ガイドヘルパー養成研修を実施した。
- ・通学支援事業の報酬単価の改正を行った。

【実施方針】 繼続

- ・通学支援ガイドヘルパー養成研修を実施し、ガイドヘルパーの確保に努めます。

施策(事業)	内 容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催	医療的ケアが必要な児童の支援等について、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場の中で、課題の抽出と解決への検討を行います。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【第6期 取組み状況】

- ・医療依存度の高い重症心身児者等に関する協議の場で情報の共有、課題解決に向けての検討を行った。
- ・福祉系医療的ケア児等コーディネーターを配置した。

【実施方針】拡充

- ・福祉系医療的ケア児等コーディネーターに加え医療系医療的ケア児等コーディネーターを配置し、ネットワークの構築を図ります。

施策（事業）	内 容
関係機関の連携強化	児童発達支援センター、子育て総合支援センター、保健センター、子ども政策課、障がい福祉課、保育所（園）、幼稚園、学校、教育委員会、保健所、事業所等との連携を強化します。
【第6期 取組み状況】	
・関係機関で構成された、子育て関係連絡会議にて、福祉サービスの説明や研修、事例検討会等を行った。	
【実施方針】継続	
・子育て関係連絡会議を活用し、障がい児支援の連携を図ります。	

第3節 いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進）

働くとは、ただ単に収入を得ることだけではなく、働くことの喜びや生きがいを感じること、社会や職場での人とのつながり、自らの収入で文化芸術などに触れることなど豊かな生活を送ることは人の営みから切り離せません。

障がいのある人一人ひとりがその個性を尊重され、地域でいきいきと生活を送りながら地域社会に参加するために取り組んでいきます。

◇働く

本市では、障がいのある人の就労について、本人の今までの状況、今後の希望などを聞き就労支援の支給決定や無料職業紹介事業を実施するなど支援の充実に努めてまいりました。

また、連携している北河内東障害者就業・生活支援センターにおいては、障がい者雇用促進のため企業向けセミナーの実施、ハローワーク等と連携し障がい者雇用率未達成企業へのセミナーを共催しました。

しかしながら本市には、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所がないことから一般就労に移行しにくいのも課題のひとつです。障がいのある人の就労支援が推進できるよう自立支援協議会において、必要な支援を協議していきます。

また、障がい者就労継続支援事業所等の工賃向上を図るため、障がい者就労支援事業所等で作製した製品の販売の機会の確保に努めています。今後は、障がい者優先調達方針を推進していくとともに、市内障がい者就労継続支援事業所と連携し工賃向上への課題を整理し方策を講じるよう努めます。

■課題

- ① 就労支援の取組みの強化
- ② 工賃向上への取組みの強化

■今後の方針

- ① 就労支援事業所等の確保や連携による就労後の定着支援を図ります。
- ② 障がい者優先調達指針の推進のための事業の洗い出しをし、優先調達の推進を図るとともに、障がい者就労支援事業所等で作成した製品の販売の機会等の拡充・

就労継続支援事業所との連携強化をし、工賃向上への課題を整理していきます。

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
就労関連事業所の確保	障がいのある人の就労の促進を図るため、就労移行支援事業所等の整備に努めます。
【第6期 取組み状況】	
・就労継続支援A型事業所3か所、就労継続支援B型事業所1か所が開設された。	
【実施方針】 継続	
・市内に就労移行支援事業所がないため、整備に努めます。	

施策(事業)	内 容
障がい者インターンシップ事業の実施	市庁舎内において、就労体験の機会を提供することにより、民間企業などへ障がいのある人の雇用および就労訓練などの受け入れに対する理解と促進を図ります。啓発の強化により、利用を促進します。
【第6期 取組み状況】	
・新型コロナウイルス感染症拡大防止等もあり未実施。	
【実施方針】 継続	
・就労訓練の受け入れについて啓発します。	

施策(事業)	内 容
ハローワークや職業紹介所等との連携	障がいのある人が、福祉的就労から一般就労に移行できるようハローワークや職業紹介所等との連携を強化し、情報提供と周知に努め、利用しやすい体制を整備します。
【第6期 取組み状況】	
・府内就労支援コーディネーターにより、就労支援を行った。	
・ハローワークが雇用率未達成企業へのセミナーを北河内東障害者就業・生活支援センターと共に共催した	
【実施方針】 継続	
・各関係機関と連携し、就労支援を行います。	

施策(事業)	内 容
北河内東障害者就業・生活支援センターとの連携	在宅生活をしている障がいのある人や福祉就労施設等へ通所している障がいのある人に対して、就職や職場への定着、日常生活、職場の環境改善などに関する相談に応じます。また、相談の内容に応じて、ハローワークや事業主、就労に必要な知識や技能の訓練を行う施設との連携や連絡・調整を図ります。

【第6期 取組み状況】

- ・北河内東障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所との連携により、障がい者の就労支援を行った。

【実施方針】 継続

- ・北河内東障害者就業・生活支援センターと連携し、障がいのある人の職場への定着や職場の改善の相談に応じます。

施策(事業)	内 容
四條畷市商工会との連携	四條畷市商工会等との連携を強化し、市内商工業者でのインターンシップ事業の実施や障がいのある人の就労等についての理解と促進を図ります。

【第6期 取組み状況】

- ・リーフレット等を配布し、障がいのある人への理解啓発を行った。

【実施方針】 継続

- ・四條畷市商工会等と連携し、障がいや障がいのある人への理解促進を図り、障がいのある人が就労しやすい環境作りに努めます。

施策(事業)	内 容
障がい者就労支援事業所等で作製した製品の販売の機会の確保	障がい者就労支援事業所等で作製した製品の販売機会を確保します。販売の機会を増やせるように、市内事業者等に働きかけます。

【第6期 取組み状況】

- ・授産製品販売場所を提供した。
- ・授産製品販売場所の拡充のための調整を行った。
- ・府内に授産製品の紹介を行い、優先調達の推進を行った。

【実施方針】継続

- ・授産製品の販売ができる場所を確保します。

施策(事業)	内 容
障がい者優先調達方針の推進	障がい者就労支援事業所等からの物品の調達を推進するとともに毎年度実績を公表します。また、障がい者優先調達方針を推進するため、調達可能な役務や物品、共同受注の体制を検討します。

【第6期 取組み状況】

- ・障がい者優先調達指針の策定による取組の推進と結果の公表を行った。

◆調達実績(すべて物品)

令和元年度:2,758,087 円 令和2年度:2,321,628 円

令和3年度:3,938,534 円 令和4年度:2,355,535 円

【実施方針】継続

- ・府内へ優先調達の推進を図ります。

◇社会参加

アンケート調査などから、地域の行事や活動に関心がない、障がいへの理解が不足している等に加え、団体ヒアリングからは、親亡き後のために親離れや自立へ向けた体験等の声がありました。本市としては、地域での活動や交流も含め、さまざまな体験や必要な情報提供などを起こない、地域で自立した生活が送れることを目的とした「障がい者地域活動支援センター」を令和4年9月に設置しました。今後も障がいのある人や家族、支援者などのニーズを聞きながら事業を実施していく、障がいの有無に関係なく地域で自分らしく生活が送れるようなさまざまな体験ができる場の確保や社会参加するための支援者の増員に努めていきます。

また、社会生活を送るうえで、人ととのコミュニケーションは欠かせないものです。アンケート調査では、人と話す時の支援について「障がいの特性を理解して説明してくれる支援者」を望んでいる人の声が多く障がい特性を理解してもらえる人が少ないことがうかがえます。本市では、代筆、代読等のほかコミュニケーション支援として手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行ってきました。また、手話を言語とするろう者の権利を守るために「四條畷市心をつなぐ手話言語条例」を制定し取組について意見聴取会を開催して

います。今後も引き続き事業を実施しながら、さまざまな障がい特性への理解啓発をしていきます。

■課題

- ① 障がい者地域活動支援センターの機能強化
- ② コミュニケーション支援の充実
- ③ ガイドヘルパーの不足

■今後の方針性

- ① 障がいのある人のニーズを聞きながら、事業取組の検討を行います。
- ② あらゆる場面のコミュニケーション支援の推進に努めます。
- ③ ガイドヘルパー養成研修を継続し、ガイドヘルパーの増加を図るとともに、現行事業の見直しを検討します。

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
聴覚障がい者・児のつどえる機会・場所の確保	聴覚障がい児を対象としたイベントのニーズに応じた開催、聴覚障がいのある人が手話等で情報交換等を行える機会・場所を確保に努めます。
【第6期 取組み状況】	
・小さい頃から手話にふれる機会をつくるため、子ども向け手話動画の配信、図書館にて手話による絵本の読み聞かせを実施した。	
【実施方針】継続	
・ニーズに応じて、聴覚障がい者・児の集える場所の確保に努めます。	

施策(事業)	内 容
障がい者サロンの実施	障がいのある人等が気軽に情報交換等を行える障がい者サロンの場所を確保します。

【第6期 取組み状況】

- ・基幹相談支援センターにて、ピアカウンセラー(*8)による障がい者サロンや情報交換会を実施した。

【実施方針】 拡充

- ・障がいのある人が気軽に集まり、相談出来る場所として、地域活動支援センターを活用します。

施策(事業)	内 容
社会参加促進事業	スポーツや芸術・文化活動等を促すことで、障がいのある人の社会参加を促進します。

【第6期 取組み状況】

- ・創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等、様々な活動を支援する地域活動センターを設置した。

【実施方針】 継続

- ・スポーツや文化活動についての情報を周知します。

施策(事業)	内 容
スポーツ・レクリエーション活動の充実	障がい者団体等が実施する交流会やレクリエーション活動等に対し、事業の充実が図れるよう支援に努めます。 地域住民と障がいのある人が各々の関心や体力等に応じて参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の充実を図るとともに、障がいのある人が参加しやすいよう受入れ体制を充実します。

【第6期 取組み状況】

- ・障がい者スポーツ大会の周知をし、障がい者の社会参加を促進した。
- ・障がい者団体等が実施する、スポーツ・レクリエーション大会、ボッチャ大会等の協力を行った。

【実施方針】 継続

- ・地域活動支援センターにて、野外活動訓練を実施します。

施策(事業)	内 容
四條畷市福祉農園	土に親しむ機会の少ない障がいのある人が、農作物を栽培する喜びを感じ、自然とふれあうことができる機会を提供し、明るく生きがいのある生活を送ることを支援します。

【第6期 取組み状況】

- ・農作物を栽培する喜びを感じ、自然とふれあうことのできる福祉農園の提供を行った。

【実施方針】 継続

- ・福祉農園の提供に努めます。

施策(事業)	内 容
緊急時手話通訳者派遣事業	聴覚または音声・言語機能に障がいがある人とその家族が、病気や事故等により救急車の要請をした場合に、緊急時手話通訳者を派遣します。

【第6期 取組み状況】

- ・緊急時に手話通訳者を派遣できるよう体制を整えた。

【実施方針】 継続

- ・緊急時に手話通訳者を派遣できる体制を整えます。

施策(事業)	内 容
要約筆記講習会の開催	登録要約筆記者の増加を図るため、講習会を開催します。

【第6期 取組み状況】

- ・登録要約筆記者の増加を図るため、講習会を実施した。

【実施方針】 継続

- ・要約筆記者の登録を増やすために講習会を実施します。

施策(事業)	内 容
職員等の研修の実施	聴覚障がいのある人等コミュニケーション支援を充実するため、職員等の研修を実施します。

【第6期 取組み状況】

- ・聴覚障がいのある人を講師として迎え、職員研修を実施した。

【実施方針】 継続

- ・聴覚障がいのある人等のコミュニケーション支援充実するための職員研修を実施します。

施策(事業)	内 容
入院時等のコミュニケーション支援等の実施	意思疎通が困難な重度の障がいのある人等が入院した際に医療従事者との意思疎通がスムーズに図れるような支援の方法を検討します。
【第6期 取組み状況】	
・意思疎通が困難な重度の障がいのある人の入院時のコミュニケーション支援については検討できませんでしたが、聴覚障がいのある人の入院時には意思疎通がスムーズに図れるよう、手話通訳者の派遣を行った。	
【実施方針】 継続	
・意思疎通が困難な重度の障がいのある人のコミュニケーション支援の検討に向けニーズ調査を行います。	

施策(事業)	内 容
その他の意思疎通支援	発達障がい児(者)に対する視覚支援等、意思疎通を図ることに支障がある障がい児(者)等に対する支援のあり方は検討できませんでしたが、支援のあり方は検討できませんでしたが、窓口や面談時等には、わかりやすいように図にしたり工夫をした。
【第6期 取組み状況】	
・発達障がい児(者)に対する視覚支援等、意思疎通を図ることに支障がある障がい児(者)等に対する支援のあり方は検討できませんでしたが、窓口や面談時等には、わかりやすいように図にしたり工夫をした。	
【実施方針】 継続	
・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人への支援のあり方の検討に向けニーズ調査を行います。	

施策(事業)	内 容
手話言語条例意見聴取会の開催	手話の普及に向けた取組みを検討するにあたり、市民その他の関係者の意見を広く聴取するため、四條畷市手話言語意見聴取会を開催します。
【第6期 取組み状況】	
・四條畷市心をつなぐ手話言語条例に基づき、手話の普及に向けて取り組むために意見聴取会を開催した。	

【実施方針】 継続

- ・手話言語条例意見聴取会を開催し、市民や関係者等の意見を聞きながら手話の普及に向けた取組みを検討します。

施策(事業)	内 容
重度障がい者リフト付タクシー助成事業	重度の歩行障がい等のため車いすを使用しなければ外出が困難な障がいのある人へリフト付タクシー利用券を交付し、移動を支援します。

【第6期 取組み状況】

- ・重度の歩行障がいがあり車いす等を利用している人にリフト付タクシー利用券を交付した。

【実施方針】 継続

- ・重度障がい者リフト付タクシー助成事業を実施します。

施策(事業)	内 容
身体障がい者自動車改造助成事業	身体に障がいのある人が、就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【第6期 取組み状況】

- ・身体障がいが就労等に伴い自動車を取得する場合にその自動車の改造に要する経費を一部助成した。

【実施方針】 継続

- ・身体に障がいのある人の自動車改造の経費の一部を助成し、就労支援等を行います。

施策(事業)	内 容
障がい者自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者手帳、療育手帳を交付されている人が、就労等のために運転免許を取得するために要した費用の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【第6期 取組み状況】

- ・身体障がい者手帳、療育手帳を交付されている人が、運転免許を取得するために要した費用の一部を助成した。

【実施方針】 繼続

- ・身体障がい者手帳、療育手帳を交付された人が運転免許を取得するための費用を一部助成し、障がいのある人の社会参加を促進します。

第4節 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進

障がいのある人の暮らし方のニーズはさまざまであり、地域で生活をおくるために必要な支援も多岐にわたります。また、障がい福祉を取り巻く情勢がめまぐるしく変わり、情報があふれる社会となった今、障がいのある人の悩みや望む生活を送るために必要なサービスの情報提供などが重要になります。令和4年5月には、障がいのある人による情報の取得、利用や意思疎通に係わる施策の推進に関する法律「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されました。アンケート調査では、情報がどこで入手できるかわからないとの回答もあったことから、わかりやすい情報発信を考えていく必要があります。

また、相談先が身近な保育所（園）、学校、利用している事業所等となっていることから、障がいのある人やその家族が抱える課題、医療、保健、福祉サービスなど適切な関係機関との連携を図り、重層的な支援体制を構築することが必要です。加えて相談先がわからない、計画相談員が少ない等の意見があったことから、わかりやすい相談窓口の周知や計画相談員の増員等に向け考えていく必要があります。

これらのことも含め、明らかになった地域の課題を共有し解決に向けた地域づくりができる体制を、引き続き自立支援協議会にて検討していきます。

■課題

- ① 地域移行のためのサポート体制の検討
- ② 計画相談の推進
- ③ 必要とする事業所の確保（グループホーム、重度の障がいのある人にも対応できる事業所等）

■今後の方針性

- ① 地域移行を促進するために地域資源の課題の検討に努めます。
- ② 計画相談事業所への働きかけを行い、相談支援専門員の増加に努めます。また、事業所アンケートから新たな事業を考えている事業所へのアプローチを行います。
- ③ 地域のニーズにあった地域生活支援拠点のさらなる整備に努めます。

◇日常生活や自立への支援

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
補装具購入費・修理費の支給	失われた身体機能を補完・代替えする用具である補装具の購入の費用、または修理の費用を支給します。
【第6期 取組み状況】	
・身体障がいのある人が就労、その他の日常生活の向上等を目的として、補装具の購入費用、修理費用を支給した。	
【実施方針】継続	
・補装具の購入費用や修理費用の支給制度の周知をします。	

施策(事業)	内 容
宿泊体験室利用生活訓練事業	長期入院、入所する障がいのある人等が地域において自立した日常生活を送ることができるように宿泊体験居室を提供し、生活訓練を行うことで、障がいのある人の自立した生活への移行を支援します。
【第6期 取組み状況】	
・障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう宿泊体験を行うため居室の確保に努めた。	
【実施方針】継続	
・地域において自立した生活を送ることができる体験の場の確保に努め利用を促進します。	

施策(事業)	内 容
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人について、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。
【第6期 取組み状況】	
・障がいのある人が地域で自立した生活の推進を図るため、体制を整えた。	
【実施方針】継続	
・自立した生活を体験するための支援体制を整えます。	

施策(事業)	内 容
生活訓練事業	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等、本人の活動支援などを行うことにより、障がいのある人の生活の質の向上を促進します。
【第6期 取組み状況】	
・地域活動支援センター主催で料理教室を行った。	
【実施方針】 継続	
・地域活動支援センターにて、料理教室を実施すると共に、色々な体験ができるように検討します。	

施策(事業)	内 容
高齢障がい者への対応	障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適応関係については、厚生労働省の示す考え方を基本としつつ、個々の状況に応じて、障がいのある人が適切なサービスを受けることができるよう本人や家族、関係課と調整を図ります。また、一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。
【第6期 取組み状況】	
・高齢障がい者の支援において、介護保険への移行がスムーズに行われるよう検討した。	
【実施方針】 拡充	
・高齢障がい者の介護保険への移行についての不安を和らげるために、地域包括支援センター等と連携し、障がいサービス事業所、介護保険サービス事業所に対し、研修会等を行い、相談体制を整えます。	

施策(事業)	内 容
四條畷市障がい者臨時短期入所事業	介護者が急病、入院、葬祭、死亡等により、不在、もしくはそれに近い状態になり、障がいのある人等のケアができない、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活ができなくなる等の状況の時に、障がいのある人等を事業所において一時的に保護します。
【第6期 取組み状況】	
・介護者が急病等で障がいのある人の日常生活が危ぶまれる等した時に一時的に保護するための体制を整えた。	

【実施方針】 継続

- ・障がいのある人が介護者等の急病等の時に一時的に保護する場所の確保に努めます。

施策(事業)	内 容
四條畷市障がい者緊急人員体制事業	介護者が急病、入院、葬祭、死亡等により、不在、もしくはそれに近い状態になり、障がい者等のケアができない、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活ができなくなる状況の時に、障がいのある人に対し、介護する者の配置をします。

【第6期 取組み状況】

- ・介護者が急な入院等により障がい者の日常生活が危ぶまれる時に人員を確保するための障がい者緊急時人員体制事業を開始した。

【実施方針】 継続

- ・制度の周知をし、事前に緊急時に備えられる体制づくりに努めます。

◇相談支援・情報提供

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
相談窓口の充実と連携強化	障がいのある人本人・家族が支援・サービスの利用や日常生活、将来の不安などに関する相談を安心してできる体制を整備するため、市障がい福祉課において、障がい者相談支援センターや北河内東障害者就業・生活支援センターなどの各機関との連携を図りながら、円滑に問題解決を図るための体制を構築します。 また、各種制度に関する情報提供を行う資料として、市障がい福祉課においては「障がい福祉サービスの案内」を発行・配布します。

【第6期 取組み状況】

- ・基幹相談支援センターを中心に、障がい者相談支援センター3か所と専門的な相談支援や地域の相談支援事業所に対する専門的な指導や連携強化を行った。
- ・市役所窓口における専門職による相談を実施し、必要に応じ代筆、代読を行った。
- ・障がい福祉サービスの案内を作成し、情報提供に努めた。

【実施方針】 繼続

- ・基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターにて専門的な相談を行い、必要に応じ関係機関につなぎます。
- ・障がい福祉サービスの制度や市内福祉サービス事業所の情報提供を行います。

施策(事業)	内 容
障がい者相談員による相談活動の促進	障がいのある人またはその保護者が、障がい者福祉の豊富な経験を活かし、障がい者の身近でさまざまな問題についての相談に応じます。
【第6期 取組み状況】	
・障がい者相談員を配置し、相談体制を整えた。	
【実施方針】 拡充	
・障がい者相談員へ気軽に相談できる体制づくりを検討します。	

施策(事業)	内 容
ピアカウンセラーの配置(*8)	基幹相談支援センター等において、同じ立場の障がいのある人が自らの体験に基づいて、悩みを聞いたり、生活上の問題解決の方法について話し合います。
【第6期 取組み状況】	
・基幹相談支援センターにピアカウンセラー(*8)を配置し、障がい者サロンや情報交換会を実施した。	
【実施方針】 繼続	
・基幹相談支援センターにピアカウンセラーを配置し、相談に応じます。	

施策(事業)	内 容
コミュニティソーシャルワーカーとの連携の強化	障がいのある人等、地域における要援護者等に対する見守り、発見、相談から適切なサービスへの「つなぎ」が機能する体制づくりを推進し、コミュニティソーシャルワーカーと必要に応じて連携し支援を行います。
【第6期 取組み状況】	
・障がいのある人等の生活面や経済面など多岐に渡る相談を四條畷市社会福祉協議会、市役所、田原支所の市内3か所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーや各関係機関と連携し相談支援に取り組み、必要なサービスにつなげる等支援を行った。	

【実施方針】 継続

- ・相談内容に応じ、コミュニティソーシャルワーカー等と連携しながら必要なサービスにつながるよう支援します。

施策(事業)	内 容
点字・声の広報等発行	視覚障がい者等に対して、市広報誌、議会だよりなどについて、「点字」または「音声」にて発行し、読書環境の整備を図るとともにその啓発に努めます。

【第6期 取組み状況】

- ・広報誌・議会だよりについて、視覚障がい者に対して、点字や音声にて発行した。
- ・広報誌・議会だよりの内容を日本語を含む多言語で拡大表示、音声読み上げできる機能を導入した。
- ・図書館にて録音図書、大活字本、子ども向けの点字絵本や触る絵本等の貸出を行った。

【実施方針】 継続

- ・広報誌、議会だよりについて、点字や音声読み上げ等の機能を活用し、アクセシビリティ向上を図ります。

施策(事業)	内 容
多様な媒体による福祉情報の提供	支援やサービスを必要とする障がいのある人等が、支援・サービスが必要なときに安心して利用できるようにするため、障がいの種別や特性に応じたさまざまな方法・媒体を通じた情報取得が出来る体制を整備します。また、障がい福祉の職場の魅力発信にも努めます。

【第6期 取組み状況】

- ・研修や講習会等において、障がい福祉支援の必要性や魅力について参加者に伝えた。

【実施方針】 継続

- ・必要な情報が必要とする人に行き届く方法を検討します。

◇職員・関係者の資質の向上

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
市職員に対する研修	すべての市職員が障がいに対する理解と知識を深め、職員一人ひとりが障がいのある市民に対して適切な対応ができるよう研修を行います。

【第6期 取組み状況】

- ・障がいのある人への理解促進の研修を行った。

【実施方針】 継続

- ・障がいのある市民に対し、適切な対応ができるように職員研修を行います。

施策(事業)	内 容
保健・医療・福祉従事者に対する研修	保健・医療・福祉に係る市内事業所の職員に対して、それぞれの領域における専門性を高めるとともに、障がいのある人の実態やニーズに即した的確な対応を行うことができるよう、連携・調整能力を高めるための研修を行うとともに、研修の情報提供を行います。

【第6期 取組み状況】

- ・市内事業所に研修案内を行った。
- ・「当事者の意見を聞く、訪問看護の役割を知る」研修を行った。

【実施方針】 継続

- ・市内の障がいサービス事業所の専門性を高めるために研修等の情報提供を行います。また、必要に応じ、連携をとるための場を確保します。

施策(事業)	内 容
サービス従事者の資質の向上	障がいのある人とその家族の多様なニーズに応えることができるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の従事者の資質の向上に向けた事業者の取組に対し支援し、大阪府などからの研修案内の周知を行います。
【第6期 取組み状況】	
・関係機関からの研修案内を周知するとともに、事業所向けの虐待研修等を実施した。	
【実施方針】 継続	
・事業所向けの研修の周知や事業所の情報交換できる場の確保に努めます。	

◇医療費の支援

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
自立支援医療費の支給	障がいの軽減または機能回復を図るため、指定の医療機関で必要な医療を受けた障がいのある人に対して自立支援医療費を支給します。

【第6期 取組み状況】

- ・障がいの軽減または、機能回復を図るため自立支援医療費を支給した。

【実施方針】 継続

- ・障がいの軽減や機能回復を図るため、自立支援医療費を支給します。

施策(事業)	内 容
重度障がい者医療費の支給	重度の身体障がいのある人・重度の知的障がいのある人・重度の精神障がいがある人・重度の難病患者・身体障がいがあり、且つ中度の知的障がいのある人の健康保持と生活安定に寄与するため、医療費のうち、各保険診療による自己負担額の一部を負担します。
【第6期 取組み状況】	
	<ul style="list-style-type: none">・身体・知的・精神障がい・重度の難病のある人の健康保持と生活安定に寄与するため、医療保険診療による自己負担額を一部負担した。
【実施方針】 継続	
	<ul style="list-style-type: none">・重度の障がいや重度な難病のある人に対し、健康保持と生活の安定に寄与するため、医療保険診療の自己負担額を一部負担します。

第5節 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

障がいのある人が安心して地域で暮らしていくためのまちづくりを推進します。

本市では、一定の規模を有する建築物については、大阪府福祉のまちづくり条例等によりバリアフリー(*4)化を推進するとともに、バリアフリー基本構想に基づき重点整備地区の、バリアフリー化を引き続き推進していきます。

また災害時においても障がいのある人の安全が守られるよう「障がい・難病のある人のための防災ブック」を活用し、被災のリスク軽減を図るとともに、自らの避難行動への啓発、そして緊急時の対応や災害発生時の避難支援のためのネットワークの構築を進めています。そのためにも日ごろから障がいについての理解を深める啓発を行い、地域コミュニティにおける支えあい・助け合いの関係を作っていきます。

■課題

- ① 個別計画の策定
- ② 障がいについての理解促進

■今後の方向性

- ① 避難行動要支援者個別支援計画の作成支援を行います。
- ② 障がいのある人や事業所等への防災意識の向上と障がいに対する理解啓発を行います。

<具体的な取組>

施策(事業)	内 容
避難行動要支援者名簿の作成	身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がいのある人、療育手帳Aを所持する知的障がいのある人、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がいのある人、障害者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者等を避難行動要支援者と位置づけ、名簿の作成・更新を行います。
【第6期 取組み状況】	
・避難行動要支援者名簿の更新を行い、災害時に備えた。	

【実施方針】 継続

- ・年に1回は、避難行動要支援者の更新を行います。

施策(事業)	内 容
避難支援関係者への名簿の提供と支援体制の構築	同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者(大東四條畷消防組合、大阪府警察本部、民生委員・児童委員、四條畷市社会福祉協議会、自主防災組織、地域福祉委員会、地区の代表、障がい者相談支援センター、地域包括支援センターおよび避難支援者)に提供し、地域での支援体制を整備し、平常時から災害の発生に備えます。また、名簿提供の同意を得て個別計画が作成できるよう、制度の周知等を図ります。
【第6期 取組み状況】	
・各地区の個別避難計画策定に向けた支援として、研修会を実施した。	
【実施方針】 継続	
・個別避難計画について周知します。	

施策(事業)	内 容
防災訓練等への障がいのある人の参加促進	災害発生時に、避難行動要支援者の避難誘導等が適切に行われるよう、防災訓練等への障がいのある人の参加を促進します。
【第6期 取組み状況】	
・広報誌にて総合防災訓練の周知を行うとともに、障がいサービス事業所へ参加を促した。	
【実施方針】 継続	
・災害時に備え、防災訓練への参加を促します。	

施策(事業)	内 容
福祉避難所への誘導	福祉避難所の確保に努めるとともに、居宅や避難所での生活が困難な障がいのある人に対し、福祉避難所等への誘導が適切に行えるよう体制の整備を進めます。
【第6期 取組み状況】	
・市の公式LINEを活用し避難所開設情報の発信を行った。	

【実施方針】 継続

- ・福祉避難所等への誘導が適切に行われるように体制整備を行います。

施策(事業)	内 容
緊急連絡カード配布事業	ひとり暮らしの重度の障がいのある人等が在宅で安心した生活を送ることができるように、救急活動と安否確認を迅速に実施するため緊急連絡カードを配布します。

【第6期 取組み状況】

- ・緊急連絡カードの配布を行った。

【実施方針】 継続

- ・ひとり暮らしの重度の障がい者等が在宅で安心して生活ができるよう、緊急連絡カードを配布します。

施策(事業)	内 容
災害時支援用バンダナの配置	支援や配慮が必要な人が災害時に着用することで、周囲に助けを求めやすいように災害時支援用バンダナを各避難所に配置し、防災訓練等で周知します。

【第6期 取組み状況】

- ・防災訓練時に災害時支援用バンダナの説明を行い、意識向上を図った。

【実施方針】 継続

- ・災害時支援に備え、災害時支援用バンダナの周知をします。

施策(事業)	内 容
障がい・難病のある人のための防災ブック配布・周知	障がいや難病のある人が災害時に自分で必要な判断をしたり、情報を得られるように作成した、防災ブックを配布し防災意識の向上を図ります。

【第6期 取組み状況】

- ・障がい・難病のある人が災害時に自分で判断したり、情報を得るために「障がい・難病のある人のための防災ブック」を作成し、配布した。

【実施方針】 拡充

- ・障がい・難病のある人のための防災ブックの活用方法を周知します。

第6章 計画の推進にあたって

第Ⅰ節 計画の推進体制

Ⅰ 庁内の推進体制

障がい者施策は、保健・医療・福祉の分野だけでなく、障がいのある人自身のライフステージ・ライフスタイルに応じて幅広い分野からの取組を行う必要があります。そのため、本計画において定める事業に関わる庁内各課と緊密に連携し、計画の着実な推進を図ります。

2 四條畷市福祉計画検討委員会による進行管理・自立支援協議会による推進

本計画で定めた施策は、障がい福祉課が全体的な進行管理を行い、半期ごとに開催する「四條畷市福祉計画等検討委員会」において各施策の進行状況を定期的に点検、評価、改善します。

また、地域の課題等については「自立支援協議会」において意見聴取や情報共有などを年1回以上行い本計画の推進を行います。

本計画の進捗点検・管理にあたっては、「第3期四條畷市障がい者プラン」のほか、障がい児を含む子ども全体の教育・保育サービスの利用量の見込と提供体制を定めた「四條畷市子ども・子育て支援事業計画」との連携・整合を図る観点から、これらの計画と一緒に計画の進捗点検・管理を行っていきます。

3 障がいのある人の実態・ニーズの把握

障がいの種別・程度・特性、家族構成、ライフスタイル、年齢・ライフステージ、将来の希望などに応じて、障がいのある人一人ひとりが必要とする支援・サービスは多種多様なものとなります。

個々の実態とニーズに応じた必要かつ十分な支援・サービスを提供していくため、障がいのある人等を対象とするアンケート調査の実施のほか、関係団体やサービス提供事業者等に対し、障がいのある人が地域生活を送るうえで必要な支援やサービスに対するニーズ、サービス提供体制のあり方等について意見聴取を行う機会や場を設けることに努

めます。

4 サービス提供体制の整備・充実

国における障がい者施策や制度はめまぐるしく変化・変遷しており、その動向をとらえながら障がい福祉サービスの見込量に見合うサービス提供体制を確保する必要があります。そのため、社会福祉法人や民間サービス事業者、NPO法人などに働きかけ、どこでも等しく平準化したサービスを受けられるように、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備や充実を図ります。

第2節 各主体の役割

I 障がいのある人本人・家族の役割

障がいのある人は、積極的に社会参加するとともに、家族は障がいのある人本人の意向を尊重し、生活を支援するさまざまな制度や福祉サービス等を有効に利用することが大切です。

また、本人や家族が、周囲や支援者に積極的に現状を伝えることのほか、障がい者団体や家族会等を通じて、社会資源の充実や改善に関わることも大切です。

2 地域住民の役割

障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことを正しく理解することが不可欠です。

さらには、障がいのある人の自立や社会参加に対し、住民の立場から支援し協力するよう努めていくことが必要です。

3 障がい福祉サービス事業者等の役割

福祉サービスの提供者として、障がいのある人の自立支援の視点に立ったサービスの質の向上や事業運営の情報公開、防災・防犯対策や感染症対策等、公正で安全が確保された運営が求められます。

サービス事業者間や地域との連携を図り、障がい福祉施策がより充実するよう積極的に情報発信し、課題解決に向け協働して取り組んでいく必要があります。

4 本市の役割

本市は、障がい者施策の推進主体として、障がいのある人が住み慣れた家庭・地域において安心して暮らせる環境・条件の整備を行っていくことが責務です。そのため、障がいのある人の生活の実態、支援・サービスのニーズを的確に把握し、保健・医療・福育、労働

などの関係機関等との連携を図りながら、具体的な取組を計画的に推進していきます。

また、本計画を円滑に安定的に推進していくため、各種補助制度等の効果的な活用を図ります。さらに、本計画の基本理念である「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前の生活』を実現できる共生社会づくり」のもと、インクルージョン(*2)の考え方を具現化し、障がいのある人が住み慣れた地域において真に自立した生活を送ることができる支援体制を整備するため、国・府に対して障がい者施策に関する諸制度の充実を求めていきます。

參 考 資 料

I 四條畷市福祉計画検討委員会条例

平成24年12月21日

条例第30号

(設置)

第1条 本市における福祉に関する計画の策定に際し、市民その他の関係者の意見を聴くとともに、当該計画について必要な事項を調査審議し、及びその進行管理を行うため、四條畷市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 前条に規定する福祉に関する計画とは、次に掲げる計画をいう。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 医師
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、市民、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門部会の委員は、当該専門の事項に関する調査を行い、その結果を委員会に報告する。

4 専門部会の委員は、前項の規定による報告をするまでの間、在任する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

[次のように]略

附 則(平成25年条例第1号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項中第2条の改正規定 令和5年4月1日

2 四條畷市福祉計画検討委員会規則

平成24年12月21日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市福祉計画検討委員会条例(平成24年条例第30号)第6条の規定に基づき、四條畷市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に關係のある者の出席を求め、意見又は説明を聽くことができる。

(専門部会)

第4条 委員会の専門部会(以下「専門部会」という。)に部会長及び副部会長1人を置き、専門部会の委員の互選によりこれを定める。

2 専門部会の部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門部会の部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 四條畷市福祉計画検討委員会委員名簿

No.	委員名	備考
1	志村 いづみ	市民
2	廣瀬 雅典	市民
3	前原 ゆかり	市民
4	三ツ川 敏雄	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
5	湯元 洋司	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
6	北井 隆嗣	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
7	北口 稔一	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
8	松原 みえ子	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
9	○守屋 隆	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
10	福井 節子	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
11	福田 益樹	医師
12	太地 康博	医師
13	◎小寺 鐵也	学識経験を有する委員
14	村上 広美	学識経験を有する委員
15	松本 一美	学識経験を有する委員
16	中原 徳七	その他市長が必要と認めた者
17	橋垣 富美子	その他市長が必要と認めた者
18	平山 明子	その他市長が必要と認めた者
19	田中 喜美子	その他市長が必要と認めた者（障がい者プラン）
20	森田 友美	その他市長が必要と認めた者（障がい者プラン）
21	濱野 伸吾	その他市長が必要と認めた者（障がい者プラン）

◎:委員長 ○:副委員長

4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会要綱及び委員名簿

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第32条の20に基づく障害児福祉計画を策定するため、四條畷市福祉計画検討委員会条例（平成24年条例第30号、以下「条例」という。）第5条に基づき、四條畷市障がい者基本計画、四條畷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置するにあたり、条例及び四條畷市福祉計画検討委員会規則（平成24年規則第28号、以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第5条第2項の専門部会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がい者である市民
- (2) 身体障害者福祉会の推薦する者
- (3) 四條畷市人権協会の推薦する者
- (4) 四條畷市社会福祉協議会の職員
- (5) 四條畷保健所の職員
- (6) 障がい福祉サービス事業所の職員
- (7) 障がい者相談支援センターの職員
- (8) 北河内東障害者就業・生活支援センターの職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認めた者

(庶務)

第3条 規則第5条の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（四條畷市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱の廃止）

2 四條畷市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

委員名簿(委嘱期間は、令和5年4月20日～令和6年3月31日)

No.	区分	氏名
1	障がい者である市民	廣瀬 雅典
2		中山 住子
3		伊藤 智之
4	身体障害者福祉社会の推薦する者	守屋 隆
5		磯野 孝
6		田中 喜美子
7		宮本 礼子
8	四條畷市人権協会に属する者	南畠 美貴
9	四條畷市社会福祉協議会の職員	○井上 博詞
10	四條畷保健所の職員	橋本 龍則
11	障がい福祉サービス事業所の職員	福田 雄二
12		大窪 靖弘
13		横川 浩一
14		福地 一美
15	障がい者相談支援センターの職員	都築 菜緒
16		森 泰輔
17		渡邊 正樹
18		清水 周生
19	北河内東就業・生活支援センターの職員	北口 信二
20	学識経験者	◎小寺 鐵也

◎:部会長 ○:副部会長

5 計画の策定経過

年月日	会議等	主な内容
令和5年 4月20日(木)	第1回 障がい福祉計画及び障がい児 福祉計画策定専門部会	・なわて障がい福祉計画(第 7期四條畷市障がい福祉計 画、第3期四條畷市障がい 児福祉計画)の策定スケジ ュールについて ・アンケートについて
5月24日(水)	第3期なわて障がい者プランに 関して府内各課へ取組み状況 や今後の方向性について調査 依頼	
6月5日(月)～ 6月19日(月)	アンケート調査の実施	障がい者手帳の交付、自立 支援医療(精神通院)、障 がい児福祉サービスを受け ている人1,300人及びその 介助者に対し、郵送等により アンケート調査票を配布、回 収
6月～7月	各種団体を対象としたグループ インタビューの実施	アンケートでは抽出しにくい 課題等を把握するため、10 団体にグループインタビュー を実施
8月10日(木)	第1回 四條畷市福祉計画検討委員会	・障がい者施策の取組み状 況について報告 ・なわて障がい福祉計画(第 7期四條畷市障がい福祉計 画、第3期四條畷市障がい 児福祉計画)の策定につい

年月日	会議等	主な内容
		て
10月12日(木)	第2回 障がい福祉計画及び障がい児 福祉計画策定専門部会	なわて障がい福祉計画（第 7期四條畷市障がい福祉計 画、第3期四條畷市障がい 児福祉計画）のアンケート報 告・素案に対する意見交換 について
11月10日(金)	四條畷市障がい者自立支援協 議会実務者会議	なわて障がい福祉計画（第 7期四條畷市障がい福祉計 画、第3期四條畷市障がい 児福祉計画）素案に対する 報告、意見交換について
11月27日(月)	第3回 障がい福祉計画及び障がい児 福祉計画策定専門部会	なわて障がい福祉計画（第 7期四條畷市障がい福祉計 画、第3期四條畷市障がい 児福祉計画）素案に対する 意見交換について
12月18日(月)	第2回 四條畷市福祉計画検討委員会	なわて障がい福祉計画（第 7期四條畷市障がい福祉計 画、第3期四條畷市障がい 児福祉計画）素案に対する 意見交換について
令和6年 1月15日(月) ～2月15日(木)	パブリックコメントの実施	

年月日	会議等	主な内容
3月19日(火)	第3回 四條畷市福祉計画検討委員会	なわて障がい福祉計画（第7期四條畷市障がい福祉計画、第3期四條畷市障がい児福祉計画）の策定と令和5年度事業進捗報告について
3月21日(木)	四條畷市障がい者自立支援協議会全体会	なわて障がい福祉計画（第7期四條畷市障がい福祉計画、第3期四條畷市障がい児福祉計画）の策定と令和5年度事業進捗報告について

6 計画策定にかかるアンケート調査等の結果

(1) アンケート調査実施概要

調査対象：身体障がい者手帳もしくは療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院）、障がい児福祉サービスを受けている人

調査方法：アンケート冊子を郵送配布

回答方法 ①郵送にて返送

②冊子郵送時に同封していた QR コードまたは URL を利用し
携帯もしくはスマートフォン、パソコンでの WEB 回答

調査期間：令和5年6月5日（月）～令和5年6月19日（月）

調査項目：	・回答者の属性	・啓発・広報について
	・生活支援について	・生活環境について
	・教育・育成について	・雇用・就業について
	・保険・医療について	・情報・コミュニケーションについて
	・障がい福祉サービスについて	・介助者の属性
	・就業について	・介助について

回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,300件	509件	39.2%

(2) ヒアリング調査実施概要

調査対象 10団体

発達障がい親の会カラフル
障がい児親の会マカロニ
第二夢丸工房 通う精神障がい者
難病患者の会 たんぽぽの会
手をつなぐ親の会

四條畷市身体障害者福祉会 ろうあ部会
四條畷市心の病をもつ人を支える市民の会スクラム
脳機能障害の会シナプラス
難聴児を持つ親の会
視覚障害 友の会

調査方法：ヒアリングシートを団体代表宛てに送付

返送いただいたシートをもとに対面、電話等で内容を聞き取り

調査期間：令和5年6月2日～

調査項目：・障がいを理由とした差別の解消、成年後見制度について

- ・教育について
- ・就労について
- ・社会参加について
- ・障がい福祉サービスについて
- ・相談や情報
- ・コミュニケーションについて
- ・医療、健康について
- ・災害について
- ・その他の意見

(3) 意見等

項目	内容	
理解促進 権利擁護 啓発	権利擁護	成年後見制度の相談先 相談窓口が知りたい
	合理的配慮	障がい特性に合わせた配慮（手話、わかりやすい説明）
	啓発	小さい頃からの障がいへの理解 地域、学校等での障がいへの理解研修 障がい当事者と地域との交流
障がい児	居場所	障がい特性による居場所
	支援	障がい特性を理解し対応できる支援者 利用したい福祉サービス事業所（支援者）の不足

		将来に役立つ教育（就職に必要な事等） 個々に応じた学習支援
社会参加	移動	コミュニティバスの運用（増便、停留所増等） 重度障がい者リフト付福祉タクシーの助成（助成額増、対象者拡大等） ガイドヘルパーの不足 手帳種別に関わらない交通料金の割引 段差、点字ブロック等、バリアの解消
	居場所	障がい者もスポーツできる場所 気軽に集える場
生活	サービス	必要とする障がい福祉支援施設、人材の不足 所得制限の緩和 障がい特性を理解した支援者 手続の簡略化 介護保険への移行による不安 障がいサービス、制度の情報取得 障がいサービス、制度の拡充
	情報 コミュニケーション	障がいに応じたコミュニケーション手段の配慮 情報量が多い 情報取得や知識格差があると感じる
	医療	病院職員の障がい特性への理解 医療費助成の継続
	暮らしの安全	道路の段差、点字ブロック等の整備
介助者	災害	情報の保障 避難所での生活が不安
		親亡きあとの不安 家族、介助者への支援
アンケートについて		質問項目が多い 質問が難しい

7 参考（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法抜粋）

「障害者基本法」第11条

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条
(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

「児童福祉法」第33条の20

第三十三条の二十

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聽かなければならぬ。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

8 用語解説

(*1) 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(*2) インクルージョン

英語で「包括（全体をもとめる）」という意味です。福祉用語では、介護や障がい等の有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会ということです。

(*3) アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

(*4) バリアフリー

障がい者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

(*5) ペアレントトレーニング

行動療法の考え方に基づいた、一人ひとりの子どもにあった効果的な対処法を親が身につけることを目的としたプログラム。

(*6) 教育・保育事業（1号・2号・3号）

1号：お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

2号：お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

3号：お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

保育を必要とする事由：就労、出産前後、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて同一施設の継続利用が必要であること。その他、上記に類する状態として市が認める場合。

(*7) アウトリーチ

英語で「手を指しのばす」という意味です。福祉サービスの利用をする人々の全てが、自ら進んで申請をするわけではなく、むしろ福祉サービスの提供機関の関係者が潜在的な利用希望者に手を指しのべ、利用を実現させるような積極的な支援を行うことです。

(*8) ピアカウンセラー

同じ悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人。

なわけ障がい福祉計画

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)

—第7期四條畷市障がい福祉計画—

—第3期四條畷市障がい児福祉計画—

発行 令和6年(2024年)3月

編集 四條畷市健康福祉部障がい福祉課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話 072-877-2121(代表)

0743-71-0330(代表)